



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、本町独自の感染症対策事業を次のとおり実施しています。
総事業費：439,415千円 ＜■5/15補正：108,738千円、○6/10補正：101,666千円、◎7/10補正：229,011千円＞

企画・総務分野

【146,013千円】

公共施設における感染防止策

■◎新型コロナウイルス対策事業【3,875千円】

◇各種事業や公共施設に配備するアルコール消毒液、マスク等を購入

○公共施設感染防止対策事業【420千円】

◇公共施設における感染防止に係る注意喚起看板や掲示物を設置

○テレワーク環境構築事業【16,978千円】

◇在宅勤務やサテライトオフィスなどのテレワーク環境を構築

◎公共的空間安全・安心確保事業【4,087千円】

◇札内支所に統合端末機器とPOSレジ・自動釣銭機を増設

◎公共施設換気対策事業【14,635千円】

◇公共施設の網戸未設置箇所に網戸を設置

◎公共施設衛生環境改善事業【44,866千円】

◇主要な施設と通年利用可能な観光施設のトイレ洋式化改修と手洗い場の自動水栓工事を実施

○◎指定避難所感染防止対策事業【61,152千円】

◇感染防止用備品等とコンテナ車を導入、小・中学校屋内運動場のトイレ洋式化改修工事を実施

教育分野

【156,330千円(うち88,485千円に充当)】

(1)教育活動における保護者負担軽減策

○保護者費用負担特別軽減事業【4,745千円】

◇収入減少世帯について、特例的に直近の収入状況で就学援助と修学支援資金の給付を認定

◎小・中学校修学旅行安全確保事業【1,040千円】

◇修学旅行でのバスの追加借上げに伴い発生する追加経費を補助

(2)教育系施設における感染防止策

○図書館書籍消毒機導入事業【2,665千円】

◇図書館に感染防止対策として書籍消毒機を導入

◎図書館パワーアップ事業【5,000千円】

◇小学生向けの団体貸出用図書をはじめとした蔵書を拡充

◎小・中学校ICT環境整備事業【138,047千円(うち72,433千円に充当)】

◇児童・生徒、教員のタブレット端末と家庭でのオンライン学習を行うための通信機器を整備

◎小・中学校感染防止対策事業【716千円(うち2千円に充当)】

◇小・中学校に非接触型体温計と自動手指消毒器等を整備

◎しらかば大学安全確保事業【495千円】

◇しらかば大学クマゲラ校専門科目の受講者の送迎の一部を借上げバスにより対応

◎社会教育施設感染防止対策事業【2,050千円(うち533千円に充当)】

◇百年記念ホール玄関2か所にサーモグラフィーカメラを設置

◎社会体育施設感染防止対策事業【1,572千円】

◇町民プール3か所に臨時更衣室を設置、札内スポセン・農業者トレセンのトレーニング室に飛沫感染防止用パーテーションを購入

福祉・介護・子育て分野【28,789千円(うち25,269千円に充当)】

(1)福祉・医療・介護施設における感染防止策

■福祉・医療施設等感染予防対策支援事業【3,500千円】

◇町内の福祉、医療、介護施設に消毒等に要する費用の一部を施設規模に応じて定額で支援
(定員100名以上：10万、定員20名以上：7万、定員19名以下：5万)

(2)子育て世帯に対する支援策

◎学童保育所限定開所事業【4,265千円(うち745千円に充当)】

◇小学校の臨時休業に伴い、全ての学童保育所の限定開所による支援員等報酬・共済費を追加

○生活応援食材提供事業【1,774千円】

◇生活保護又は就学援助認定世帯に属する小・中学生の保護者に給食費相当の食材(児童・生徒1人につき4千円相当)を提供

◎子育て世帯応援給付金事業【19,250千円】

◇就学援助認定世帯又は修学支援資金等の給付を受けている保護者に児童・生徒1人につき5万円を給付

経済・建設分野

【179,648千円】

(1)雇用の維持と事業の継続

■頑張る事業者応援事業【48,000千円】

◇3～5月のいずれかの月の売上げが、前年同月比△20%以上となった事業者等に30万円を給付

■飲食店・ホテル等緊急支援事業【10,000千円】

◇町内の飲食店、ホテル、旅館に10万円を給付

■新型コロナウイルス感染症関連融資円滑化事業【100千円】

◇新型コロナウイルス関連の中小企業融資を借り受ける際の保証料と利息の全額を補助

◎農業担い手支援センターリモート研修環境整備事業【1,596千円】

◇まくべつ農村アカデミーにおけるリモート研修授業やリモート会議を実施できる環境を構築

(2)経済活動の回復

■スーパープレミアム商品券発行事業【44,892千円】

◇プレミアム率50%(うち、30%分を飲食店及び宿泊業に限定)とするスーパープレミアム商品券の発行経費等を幕別町商工会に補助

○町内宿泊施設宿泊費助成事業【25,000千円】

◇町民に限定して、町内宿泊施設の宿泊費の2分の1(上限5,000円/人)を助成

◎頑張る事業者応援強化事業【39,000千円】

◇3～6月の月平均の売上げが、前年同期間比△20%以上かつ月平均の減少額20万円以上30万円未満となった事業者等に20万円、減少額30万円以上となった事業者等に50万円を給付

◎町内宿泊施設PR事業【695千円】

◇町内宿泊施設宿泊費助成事業の対象となる宿泊施設への更なる誘客を促進するためPRを実施

◎観光施設誘客促進事業【10,365千円】

◇道の駅・忠類売店コーナーに冷蔵ショーケース等を設置、アルコ236宿泊受付の対面式アクリルスタンドと宿泊客や宴会利用者の利便性向上を図るため送迎用バスを購入

町民のみなさんにお願ひする

新しい生活様式

1. 感染しない・させないための基本的対策

感染防止のための3つの基本 ①ソーシャルディスタンスの確保 ②マスクの着用 ③手洗いをきちんと行ってください。

- 人との距離はできるだけ2mあける
 - 会話をするときはできるだけマスクを着用する
 - 家に帰ったらまず手を洗う
- 手洗いは30秒程度かけて水と石鹸でていねいに洗う



2. 感染しない・させないための移動に関する注意

- 感染の流行している地域への移動は控える
- 発症した時のために、誰とどこで会ったかをメモにする

3. 感染しない・させないための基本的生活様式

- 「3密」(密集・密接・密閉)をさける
- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- ソーシャルディスタンスの確保
- 毎朝の体温測定、健康チェック



4. 感染しない・させないためのシーン別生活様式

買い物

- 少人数で、すいた時間に
- レジに並ぶ時もソーシャルディスタンス
- サンプルなどの接触は控えめに

レジャー・スポーツなど

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ジョギング、ウォーキングは少人数で
- すれ違う時は距離をとるマナー

公共交通機関

- 混んでいる時間はさけて
- 会話は控えめに

食 事

- 持ち帰りや出前、デリバリーの利用も
- 対面ではなく横並びで
- おしゃべりは控えめに
- 大皿はさけて、料理は個々に

イベントなどへの参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない



5. 感染しない・させないための働き方

- 対面での打合せは換気とマスク
- オフィスは広々と
- 会議はオンライン
- テレワークやローテーション勤務





まちづくり出前講座をご利用ください。

講座のテーマは町民の皆さんに自由に決めていただきます。また、町長とまちづくりについて直接語り合い、町と町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めるための第一歩として、出前講座を利用してください。

◆対象

町内に住んでいる、または、通勤している3人以上の団体・グループが行なう集会などの場にお伺いします。なお政治、宗教、営利、会食等を伴う集会は除きます。

◆講座の内容

町の業務に関することならすべてお応えします。

◆開催準備

会場の予約・準備は講座申込者が行なってください。開催時間は、調整させていただく場合もありますが、町民の皆さんの希望に沿えるよう、お伺いします。会場費などの経費は申込者の方で負担してください。

◆申し込み方法

申込者の代表の方が、開催希望日の1か月前までに申込書を政策推進課、忠類総合支所地域振興課、札内支所、糠内出張所へ提出してください。

(申込書も備えつけてあります。電話、FAX、Eメールでも受け付けています。)

◆問い合わせ先

政策推進課 (0155-54-6610)

令和元年度に町民の皆さんから要望の多かった講座内容は・・・

- 防災に関すること
- 消費生活のトラブルと対策に関すること
- 保健・医療（健康づくりに）に関すること
- ごみに関すること
- 町長が語るまちづくりに関すること などです

74件、2,109人の皆さんに利用いただきました！

町民のみなさんの防災意識の高まりから、ここ数年は「防災に関すること」の出前講座が増加傾向にあります。

幕別町公区活動保険制度



補償の内容

①損害賠償責任事故

公区及び町民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ・公区が所有、使用、管理する施設に起因する事故
- ・公区活動の遂行に起因する偶然な事故
- ・町民が公区活動に従事している間に生じた事故

②傷害事故

町民が公区活動に従事中または参加中に、急激かつ偶然な外来事故により、身体に傷害を被った場合に保険金を支払います。

公区の皆さんの活動を応援させていただきます。

公区の皆さんが公区活動中に、万一事故が起こった場合に、保険制度をつくることによって、安心して活動していただける環境を整備するため、「公区活動保険制度」を平成27年4月から実施しています。

保険の対象となる事故

「損害賠償責任事故」
と
「傷害事故」

「公区活動」とは、

- 1 公益的な活動であること
- 2 活動が継続的、計画的であること
(年1回の行事や、新規行事も対象となります。)
- 3 営利を目的としない活動であること
(活動に要する実費のみを支給する場合は対象となります。)

補償の対象とならない損害

①損害賠償責任事故

故意、戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等の天災など

②傷害事故

故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為無資格運転、脳疾患、心神喪失、地震、噴火、津波、他覚症状のない腰痛頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）など

※その他約款上の規定によります。詳しくはお問い合わせください。事故の発生状況により適否を判断させていただきます。

Q&A

公区の組織の中の子供会、女性部、老人会などが行う行事は対象になりますか？	子供会、女性部、老人会が独自で企画・立案した行事は対象になりませんが、公区としてその行事の運営費の一部を支給し、かつ公区として行事の運営に参加があった場合は対象になります。
公区行事のための準備や練習は対象になりますか？	会場設営のための準備や打ち合わせ等も対象になります。スポーツ大会や盆踊りの練習を個人で行っている場合は対象になりませんが、公区役員や当該行事の責任者が立ち会いのもとに行われる場合は対象になります。
行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか？	行事途中での休憩は対象となります。しかし、休憩中に当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動した場合は対象になりません。また、自由解散後の個人の行動についても対象になりません。
行事などの会場への移動中の事故は対象になりますか？	会場と住居との間での事故は対象になります。ただし、通常の経路での事故を対象とし、私的目的で経路を逸脱した場合の事故は対象になりません。

①損害賠償責任事故

賠償の種類	賠償内容	補償限度額
対人賠償	他人の身体にけがをさせた場合	1 事故 1 人につき 3,000 万円
対物賠償	・公区が所有、使用、管理する施設に起因する事故 ・公区活動の遂行に起因する偶然な事故 ・町民が公区活動に従事している間に生じた事故	1 事故につき 1,000 万円

②傷害事故

補償金の種類	傷害内容	補償金額
死亡補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に死亡した場合	200 万円
後遺障害補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合	傷害の程度に応じて 6万円～200 万円
入院通院補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として、入院または通院をし医師による治療を受けた場合（事故当日を含め 180 日以内に限ります。ただし入院日数は 180 日、通院日数は 90 日が限度です。）	1 日につき 入院 3,000 円 通院 2,000 円
手術補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に手術を受けた場合	手術の種類に応じて 3万円～12 万円

※免責金額はありません。

令和2年度

協働のまちづくり支援事業

- ・ 交付金の交付実例 … 1 P
- ・ 説明資料 … 2 ～ 5 P
- ・ 協働のまちづくり支援事業交付申請書（様式1） … 6 P
- ・ 記載例（協働のまちづくり支援事業交付申請書） … 7 P

幕別町住民福祉部住民生活課住民活動支援係

電話 0155-54-6602

協働のまちづくり支援事業実施状況について

単位：円

事業区分・細目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1 公区活動支援事業										
①公区案内板整備					3	97,707	1	28,189	3	137,700
②公区内地域サイン整備										
③公区備品等保管庫整備	1	100,000	1	93,222	2	110,000	1	97,844	2	13,067
小 計	1	100,000	1	93,222	5	207,707	2	126,033	5	150,767
2 公区コミュニティ支援事業										
①地域コミュニティ活動	8	221,738	5	159,762	9	354,967	9	400,425	9	402,160
②人材育成支援							13	4,300	10	3,270
小 計	8	221,738	5	159,762	9	354,967	22	404,725	19	405,430
3 公区環境美化支援事業										
①環境美化	32	1,455,246	32	1,484,351	33	1,454,124	31	1,577,205	32	1,600,493
②環境改善	38	377,106	28	178,539	35	137,565	39	99,551	45	121,688
③公園等の管理	46	3,259,635	46	3,259,635	45	3,237,731	45	3,237,731	44	3,225,091
④主要農村道路景観維持管理	1	19,000	1	14,800	1	9,860	1	12,160	1	12,280
⑤公区環境整備用機械導入	2	42,160	1	26,725	2	47,400				
小 計	119	5,153,147	108	4,964,050	116	4,886,680	116	4,926,647	122	4,959,552
4 公区の助け合い活動支援事業										
①雪かき支援	4	70,000	7	105,000	7	100,000	12	160,000	13	235,000
②雪堆積場確保	2	90,000	2	90,000	2	80,000	4	120,000	4	60,000
③地域内除雪機械導入							1	250,000		
④地域内排雪	1	7,750								
小 計	7	167,750	9	195,000	9	180,000	17	530,000	17	295,000
5 公区防災活動支援事業										
①防災活動	7	519,189	7	477,392	8	171,055	12	493,503	11	435,405
②防犯活動					1	10,000			2	55,146
小 計	7	519,189	7	477,392	9	181,055	12	493,503	13	490,551
6 公区資源回収支援事業										
①資源回収実践地区協力交付金	77	4,230,100	77	4,058,200	77	4,084,100	78	3,822,500	77	3,712,400
合 計	219	10,391,924	207	9,947,626	225	9,894,509	247	10,303,408	253	10,013,700

全体対前年比(%)

104.8 102.3 94.5 95.7 108.7 99.5 109.8 104.1 102.4 97.2

公区資源回収を除いて

142	6,161,824	130	5,889,426	148	5,810,409	169	6,480,908	176	6,301,300
対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)	
107.6	103.9	91.5	95.6	113.8	98.7	114.2	111.5	104.1	97.2

協働のまちづくり支援事業交付金の交付事例

●公区コミュニティ支援事業【令和元年度実績 19件 405,430円】

公区のふれあいまつりや盆踊り等の備品の購入及び借入に要した経費。

【ふれあいまつり】 カラオケに係る野外アンプ借入れ、カラオケマイク購入費
焼肉に係るガスコンロ、フィールドストッカーの購入費

【盆踊り】 和太鼓、発電機、アンプ、マイク、やぐら設置用車両等のレンタル料

【運動会】 ワイヤレスマイク、アンプ購入費

●公区環境美化支援事業【令和元年度実績 122件 4,959,552円】

公園・近隣センター花壇苗の植栽、ごみ飛散防止ネットや刈払い機の購入費等の経費。

【花壇苗の植栽】

花の苗、種および肥料の購入費（花木や苗木は除きます）

【ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入】

ごみ飛散防止ネット（ネットに結ぶオモリも対象になります）
の購入費、ごみサークルの購入または製作に係る経費



●公区防災活動支援事業【令和元年度実績 13件 490,551円】

防災計画の策定に係る経費や、防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費。

【防災計画の策定】

防災計画の策定に要する用紙・印刷・製本代（防災計画は、公区内全戸に配布することとします。）

【避難用非常用持出袋】

新たに公区内全体で整備する購入費（防災計画の策定後に購入してください。）

※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に
同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する
場合の経費についても対象とします。



【防災計画による防災訓練等の実施に係る備品及び防災機材の整備】（備品及び防災資機材、消耗品等）

防災訓練を行うために使用する、発電機・リヤカー・
腕章・メガホン・三角巾・備品のレンタル料・講師謝
礼などの経費（防災計画の策定後に実施してください。）

協働のまちづくり支援事業説明資料〔令和2年度版〕

1 公区活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①公区案内板整備	公区内の案内板設置	公区	案内板の設置に係る経費	2分の1	50,000円	① 公区案内板(以下「案内板」という。)は住民に利便をもたらすために設置するものとする。 ② 案内板の新設、更新若しくは修繕に係る費用又は案内板作成に係る原材料費を対象とし、次に示す要件を満たすものであること。 (1) 案内板に商業広告の記載がないこと。 (2) 鉄骨又はこれに類する材質により作成し、長期の使用に耐えられるものであること。 ③ 案内板の設置は原則として1公区につき1基とする。ただし、公区を構成する世帯数(毎年4月1日現在の公区内の世帯数等調査票の世帯数とする。以下同じ。)が概ね100戸を超え、複数の案内板を設置する必要があると認められる場合においては、この限りでない。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図 ・領収書 ・写真
②公区内地域サイン整備	農業者等による地域サインとしての公区住民統一看板の設置	公区	看板の設置に係る経費	2分の1	1基につき35,000円	① 農業者等とは、農業者、同一公区に居住する住民及び事業所等をいう。 ② 当該公区内の90%以上の農業者が設置するものであること。 ③ 看板は設置者の私有地内に設置する。 ④ 設置する看板は、公区内同一のデザイン(色、形状、大きさ等)とし、地域名及び世帯名を記載すること。 ⑤ 看板の制作及び設置に係る費用を対象とし、看板の修繕にかかる費用は除く。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図 ・設計図 ・設置者一覧表 ・公区名簿 ・領収書 ・写真
③公区備品等保管庫整備	公区備品及び防災資機材保管庫の購入及び修繕	公区 複数公区	備品保管庫の購入に係る経費	2分の1	100,000円	① 公区が使用する備品保管庫購入及び修繕に係る費用を対象とする。 ② 備品保管庫に設置する棚等の購入及び修繕についても対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図(別途管理者と協議を行うこと) ・領収書 ・写真
			備品及び防災資機材の保管庫の修繕に係る経費	2分の1	25,000円		
			防災資機材等保管庫の購入に係る経費	3分の2	200,000円	① 防災計画を有する公区であること。 ② 防災計画を有する複数公区での設置も対象とする。 ③ 基礎(地杭等)と倉庫は一体化したものであり、施錠できること。 ④ 倉庫内設置の収納棚も対象とする。 ⑤ 整備する倉庫に「防災倉庫」と明記すること。	

2 公区コミュニティ支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①地域コミュニティ活動	盆踊り・運動会等地域コミュニティに関する事業における備品等購入及び借入れ	公区 複数公区	備品の購入等に係る経費	3分の2	60,000円 複数公区での実施の場合、1公区につき50,000円	① 地域コミュニティの醸成を図るため実施される事業について、備品の購入及び借入に要した経費を対象とする。 ② 地域のコミュニティに関するいずれかの事業のうち、年度内1事業のみ対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・事業案内又は日程表 ・領収書 ・写真 ※補足説明 備品とはその性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えうるものをいいます。
②人材育成支援	町が指定する研修会に参加	公区	研修会の参加に係る経費	2分の1	なし	① 交付金の対象となる研修会は町が指定したものとする。 ② 研修会参加に係る交通費及び参加負担金を対象とする。 ③ 対象とする交通費は、公共交通機関を利用する場合は当該運賃とし、自家用車を利用する場合は、公共交通機関の運賃相当額とする。 ④ 1公区につき、2名までの参加とし、年1回とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・参加者名簿 ・領収書 ・研修会資料等の写し

3 公区環境美化支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①環境美化	公園、近隣センター・忠類地区の公区会館への花壇苗の植栽	公区等	苗等の購入に係る経費	3分の2	40,000円	① 花の苗、種子及び肥料の購入に係る経費を対象とし、花木、苗木及び永久木は除く。 ② 花壇の管理に係る経費は対象としない。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・花壇等設置場所位置図 ・領収書 ・写真
	道路植樹ますへの花壇苗植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	なし		
	公園、近隣センター・忠類地区の公区会館、道路植樹ますへの花壇苗の植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	100,000円	① しばざくらの苗及び肥料の購入に係る経費を対象とする。 ② 花壇の管理に係る経費は対象としない。 ③ 1公区等につき年度内1回の交付とし、支援期間は平成32年度までとする。	
②環境改善	ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入	公区	ごみネットの購入、ごみサークルの購入または製作に係る経費	2分の1	各1セットにつき2,500円	① ごみ飛散防止ネット(以下「ネット」という。)及びカラス対策用ごみサークル(以下「サークル」という。)の配置場所は、公区が指定するごみ集積所とする。 ② ネット、サークルの管理者及び管理方法を定めること。 ③ ネットの代用品としての金網やネットに結ぶオモリも対象とする。 ④ サークルは、ごみ回収後に通行の妨げにならないよう収納が可能なものとする。 ⑤ サークルは、既製品の購入経費または製作に要した経費を対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図 ・管理者及び管理方法 ・領収書(サークルを製作した際にはその材料内訳を添付) ・写真
③公園等の管理	公園及び地域管理パークゴルフ場清掃	公区	清掃を行った面積	定額 一箇所につき10,000円 及び1㎡につき18円	なし	① 公区が管理する公園及び当該公園内に設置しているトイレを対象とするが、地域が設置管理を行うパークゴルフ場についても対象とする。	※交付申請書の提出は、必要ありません。 交付基準に基づき毎年6月に交付します。
	公園内のトイレ清掃		清掃を行った箇所	定額 1箇所につき11,000円	なし		
	千住川緑地帯・せせらぎ団地緑地、公営住宅周囲等清掃		清掃を行った面積	定額 一箇所につき10,000円 及び1㎡につき6円	なし	① 当該事業内容については、町長が特に必要と認める場合に対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・作業箇所図 ・事業実施理由書 ・作業面積 ・写真
④主要農村道路景観維持管理	農村景観維持を図るための、主要農村道路の草刈等維持	公区 複数公区	草刈等維持を行った人数及び面積	定額 人数割 1,000円 作業割 3円/㎡	なし	① 町長が別に定める路線に対する公区住民自らが行う事業を対象とし、同一箇所にかかる事業の承認については、年度内につき1回を限度とする。 ② 要綱別表に掲げる基準のうち、人数割とは、当該事業を行った延べ人数とする。 ③ 要綱別表に掲げる基準のうち、作業割とは、片側幅2mについて、作業を行った延長とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・作業箇所図 ・作業面積 ・参加者名簿 ・写真
⑤公区環境整備用機械導入	刈払い機の導入	公区	刈払い機の導入に係る経費	2分の1	1台につき30,000円	① 機械の維持管理に係る経費は対象としない。 ② 機械の管理、使用の際は安全に充分配慮すること。 ③ 草刈り機、枝等粉碎機及び耕うん機の導入は、1公区につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。 ④ 洗浄機購入に係る経費は、草刈り機を長期間利用することを目的とするため、草刈り機を所有している公区または所有する公区に限り購入経費を対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・機械保管場所位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
	草刈り機等の導入	公区	草刈り機(洗浄機を含む)の導入に係る経費	2分の1	草刈り機 250,000円 (洗浄機含む)		
	枝等粉碎機の導入	公区 複数公区	枝等粉碎機の導入に係る経費	2分の1	150,000円		
	耕うん機の導入	公区 複数公区	耕うん機の導入に係る費用	2分の1	50,000円		

4 公区助け合い活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障害者等の除雪支援	公区	除雪を行った戸数	定額 1戸につき 5,000円	なし	① 公区住民自らが公区内において行う事業を対象とする。 ② 交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) 次の(1)または(2)のいずれか (1)①作業対象者名簿 ②写真(一戸単位) (2)作業実施報告書
②雪堆積場確保	市街地の空き地等における雪堆積場の確保	公区	堆積場の確保に係る経費	1分の1	堆積場1箇所の面積 330㎡未満 10,000円以内 330㎡～660㎡未満 15,000円以内 660㎡以上 20,000円以内	① 市街地内又は市街地に隣接する私有地に設置する雪堆積場を対象とする。 ② 雪堆積場は、公区が土地所有者と協議し、契約等を行うものとする。 ③ 雪堆積場は、4戸程度の住民が利用できる土地を選定すること。 ④ 対象とする経費は土地の確保に係る額とする。ただし、要綱別表の交付基準に定める限度額を限度とする。 ⑤ 契約期間が満了したとき及び融雪後は、公区の負担により清掃等を行い、原状回復し土地所有者に返還することとする。 ⑥ 雪堆積場の排雪を行うときは、公区の負担による。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・契約書(写し) ・設置場所位置図 ・土地図面 ・領収書 ・写真
③地域内除雪機械導入	公区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪及び近隣センター・忠類地区の公区会館除雪のための除雪機械及び小型融雪機械の導入	公区 複数公区	機械の購入に係る経費	1分の1	250,000円	① 交付金の対象となる機械の導入は、1公区につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。 ② 機械の維持管理に係る経費は対象としない。 ③ 導入した機械は、雪かき支援事業において使用することもできることとする。 ④ 機械の管理、使用の際は安全に充分配慮すること。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・除雪路線図等 ・機械保管場所位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
④地域内排雪	公区内の道路及び交差点の安全確保のための排雪	公区	排雪に係る経費	2分の1	排雪区間1mにつき500円 交差点のみの排雪の場合は、4差路交差点34,000円、T字路交差点17,000円	① 市街地における排雪に係る経費を対象とする。 ② 同一路線又は交差点の排雪に対する交付金の交付は、年度内1回を限度とする。 ③ 排雪に係る契約等は、公区が行うこととする。 ④ 同一路線の排雪は、道路の片側につき、交差点を両端とする区間を一排雪区間とし、その区間全てを排雪する路線を対象とする。 ⑤ 排雪作業を行うにあたっては、安全に充分配慮すること。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・排雪路線図 ・領収書 ・写真 ※排雪を業者へ委託する場合は次の書類も必要とする ・契約書 ・安全管理者 ・道路使用許可申請書(写し)

5 公区防災活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①防災活動	防災計画の策定	公区	計画の策定に係る経費	1分の1	100,000円	① 防災計画を新たに策定する公区又は既に策定した公区を対象とする。 ② 防災計画は、町が別に示す計画を基本に策定し、公区内全戸に配布することとする。 ③ 策定した防災計画の変更等に係る経費は対象としない。ただし、町の計画等の改訂に伴う変更に係る経費は対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・領収書 ・防災計画書2部
	防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備	公区	整備に係る経費	3分の1	1セットにつき1,000円	① 防災計画に基づき、新たに公区内全体で整備する避難用持ち出し袋の購入等に係る経費を対象とし、更新並びに避難用具等の追加及び補充については対象としない。 ※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する場合の経費についても対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・公区名簿 ・領収書 ・写真
	防災計画による防災訓練等の実施及び防災資機材の整備	公区 複数公区	訓練等の実施に係る備品及び防災資機材等の購入費用の経費	3分の2	100,000円	【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】 ① 防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費を対象とする。 ② 防災訓練を実施する際は、安全に十分配慮し行うこと。 【防災資機材等の購入】 ① 防災計画に基づく資機材等の整備に係る経費を対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) 【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】 ・参加者名簿 ・事業周知文又は日程表 ・領収書 ・写真 ※補足説明 ①備品とはその性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えうるものをいいます。 ②消耗品等として扱うものは、「・鉛筆、消しゴム、紙などの文具類・三角巾などの医療及び試験研究用品等・腕章などの雑品・備品などのレンタル料・講師謝礼」です。 ③個人に配布するための物品は対象になりません。 【防災資機材等の購入】 ・保管場所 ・管理台帳 ・領収書 ・写真
			訓練等の実施に係る消耗品等の経費	1分の1	20,000円		
②防犯活動	地域防犯活動における防犯資機材の購入	公区	防犯資機材の購入に係る経費	3分の2	なし	① 地域防犯活動に係る防犯資機材の購入に要した経費を対象とする。 ② 原則として月に1回以上、かつ将来にわたって継続して防犯パトロールを行うこと。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・パトロール名簿 ・保管場所 ・管理台帳 ・管理者 ・領収書 ・写真

6 公区資源回収支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①資源回収実践地区協力交付金	有価物として再利用の目的となる資源回収を実施した実践地区等に対し、資源回収実践地区協力交付金を支給	実践地区	毎年1月から12月までの間に資源回収業者に売却した資源	定額 1kg当たり5円	なし	① 資源回収実践地区協力交付金要綱によるものとする。	・様式1 (資源回収実践地区協力交付金要綱)資源回収実践報告書

様式第 1 号（第 3 条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

令和 年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

幕別町

代表者

印

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。

記

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
公区活動 支援事業					
公区コミュ ニティ支援 事業					
公区環境美 化支援事業					
公区助け合 い活動支援 事業					
公区防災活 動支援事業					
合計					

※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。また、定額補助の場合は、公区戸数を記入してください。

※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。

※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

口座名義	金融機関名及び店名	口座番号
		普通 当座

記載例

様式第1号（第3条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

令和 年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

事業ごとの交付申請
金額をそれぞれ記入

事業費内訳を
それぞれ記入

事業費総額を
それぞれ記入

幕別町 ○○公区
代表者 公区長 ○○○○ 印

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。

記

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
公区活動 支援事業	公区備品保管 庫整備	備品保管庫購入（プレハブ物置 0.79坪・1棟×90,000円）	90,000円	2分の1	45,000円
公区コミュ ニティ支援 事業	地域コミュニ ティ活動	○○公区ふれあい祭り使用物品 借入れ（発電機1台7,000円、 カラオケ機材1式15,000円）	60,000円	3分の2	40,000円
公区環境美 化支援事業	環境美化	○○公園花壇に花の植栽 面積60㎡×8本/㎡×80円	38,400円	3分の2	25,600円
公区助け合 い活動支援 事業	雪かき支援	老人一人暮らし世帯等の除雪支 援（除雪先3戸×5,000円）	15,000円	定額	15,000円
公区防災活 動支援事業	防災活動	防災計画の策定（200冊×150円）	30,000円	1分の1	30,000円
		防災計画による防災訓練の実施 （タンカ購入・2台×22,500円）	45,000円	3分の2	30,000円
合計			278,400円		185,600円

※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。また、定額補助の場合は、公区戸数を記入してください。

※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。

※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

口座名義	金融機関名及び店名	口座番号
○○公区	○○信金 ○○支店	普通 123456 当座

行政区内における活動実態調査

結果概要

1. 実施目的

各行政区内における活動状況及び問題点等を調査し、今後の行政区のあり方を検討するための基礎資料とするため。

2. 調査期間

令和2年3月5日～3月19日

3. 調査対象

公区長113名（令和2年3月1日時点）

4. 調査方法

113公区長宅に調査票を郵送配布、郵送回収

5. 回答率

回答数：106（回答率93.8%）

6. 回答者 属性

行政区	地区別	件	割合
幕別市街	幕別市街	19	17.9%
	幕別農村	20	18.9%
	札内東	22	20.8%
	札内西	19	17.9%
	札内農村	14	13.2%
忠類		12	11.3%
年齢層			
40歳～49歳		6	5.7%
50歳～59歳		12	11.3%
60歳～69歳		43	40.6%
70歳～79歳		41	38.7%
80歳以上		4	3.8%

問1 公区長の選出方法は？

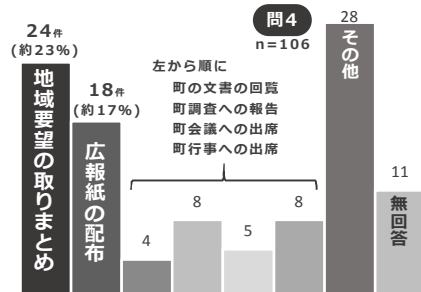
約4割の方が「選考委員会による選考」と回答しました。2番目に多い回答は「互選」（約3割）、3番目は「輪番制」（約2割）でした。

問2 公区長の任期は？

約8割の方が「2年」と回答しました。現公区長の平均在任年数は約4年なので、2期以上連続で務めている方が多いようです。

問4 公区長の業務で負担になっていることは？

「地域要望の取りまとめ」と「町の広報紙の配布」が多く回答されました。



問4「その他」の自由記述（抜粋）

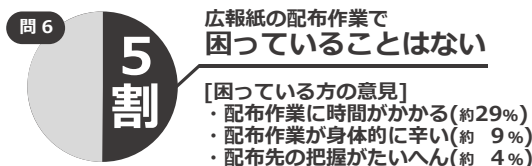
- ・公区内の葬儀、公区長としての挨拶、公区のもめ事の対応、日常の気遣い等が負担となっている。
- ・未加入者への対応

など



問6 広報紙の配布で困っていることは？

約5割の方が「困っていることはない」と回答しました。2番目に多い回答は「配布作業に時間がかかる」（約3割）でした。



問6「その他」の自由記述（抜粋）

- ・最近では班長をこぼむ人が増えてきた。
- ・高層階まで高齢者の役員が広報紙を届けるのは負担。
- ・回覧が困る。

など

【問6で「広報紙の配布で困っていることがある」と答えた方（37人）に質問】

問7 今後、広報紙の配布は現行どおり公区長経由？それとも町で配布するべき？

「現行どおり、公区長経由の配布でよい」と「町で配布するべき」で半々の回答となりました。地域ごと（幕別市街地、札内市街地、農村地域、忠類地域）に集計してみましたが、こちらもほぼ同数で意見が割れています。回答者（公区長）の年代別で集計を行ったところ、若い世代ほど「町で配布するべき」と考えている傾向がみられました。



問18 町内会はどの目的で必要と思いますか？

答えが多かった順に「地域内住民のコミュニケーション」「防災機能、災害時の共助活動」「世代間の繋がり、助け合い」となりました。

町内会が必要な目的

- ① 地域内住民のコミュニケーション 必要と思う（どちらかとはいえ必要）72.6%（18.9%）
- ② 防災機能、災害時の共助活動 必要と思う（どちらかとはいえ必要）63.2%（22.6%）
- ③ 世代間の繋がり、助け合い 必要と思う（どちらかとはいえ必要）57.5%（30.2%）

問19 町内会における課題はなんですか？

答えが多かった順に「役員の担い手がない、少ない」「活動の担い手がない、少ない」「特定の人しか事業に参加しない」となりました。

町内会における課題

- ① 役員の担い手がない、少ない そう思う（どちらかとはいえ必要）55.7%（27.4%）
- ② 活動の担い手がない、少ない そう思う（どちらかとはいえ必要）37.7%（34.0%）
- ③ 特定の人しか事業に参加しない そう思う（どちらかとはいえ必要）32.1%（33.0%）

問20 町内会における課題解決のために必要な取組はなんですか？

答えが多かった順に「転入者への加入案内」「高齢者や若い人が参加しやすい活動を実施」「親睦的事業によりコミュニケーションを図る機会の確保」となりました。

課題解決のために必要な取組

- ① 転入者への加入案内 必要と思う（どちらかとはいえ必要）48.1%（24.5%）
- ② 高齢者や若い人が参加しやすい活動を実施 必要と思う（どちらかとはいえ必要）45.3%（30.2%）
- ③ 親睦的事業によりコミュニケーションを図る機会の確保 必要と思う（どちらかとはいえ必要）44.3%（31.1%）



行政区内における活動実態調査

1. 実施目的

各行政区内における活動状況及び問題点等を調査し、今後の行政区のあり方を検討するための基礎資料とするため。

2. 調査期間

令和2年3月5日～3月19日

3. 調査対象

公区長113名（令和2年3月1日時点）

4. 調査方法

113公区長宅に調査票を郵送配布、郵送回収

5. 回答率

回答数:106（回答率93.8%）

6. 回答者 属性

行政区	地区別	件	割合
	幕別市街	19	17.9%
	幕別農村	20	18.9%
	札内東	22	20.8%
	札内西	19	17.9%
	札内農村	14	13.2%
	忠類	12	11.3%
年齢層			
	40歳～49歳	6	5.7%
	50歳～59歳	12	11.3%
	60歳～69歳	43	40.6%
	70歳～79歳	41	38.7%
	80歳以上	4	3.8%

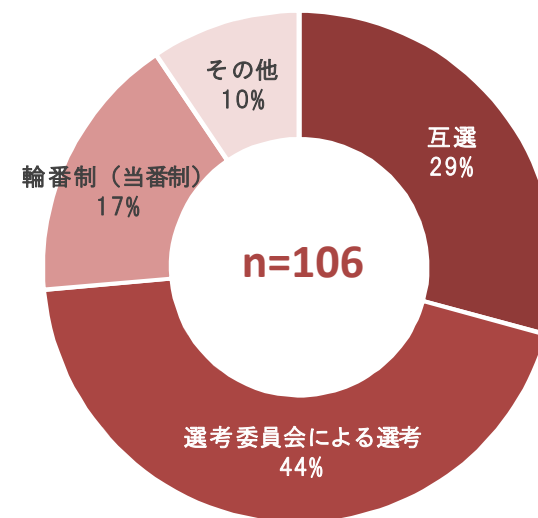


幕別町住民福祉部住民生活課住民活動支援係

問1 公区長の選出方法についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

集 計 結 果

全体:n=106		回答数	割合
1	互選	31	29.2%
2	選考委員会による選考	47	44.3%
3	輪番制(当番制)	18	17.0%
4	その他	10	9.4%
	無回答	0	0.0%



その他 自由記述

- 前公区長からの依頼
- 定期総会選出
- 強制的なところがあるように思う
- 投票
- 互選制だが、選考できない為、前公区長・役員会で選出
- 毎年の町内会総会において、2年毎に町内会長が選任され、その町内会長が公区長となる規定
- やる人が少ないため、3人しかいないため...
- 本来は3番なのですが、やり手が中々見つからず規約の改正等色々こころみましたが...
- 町内会規約で町内会長が公区長を兼ねる
- 役員会で選考し総会に諮る

問2 公区長の任期についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

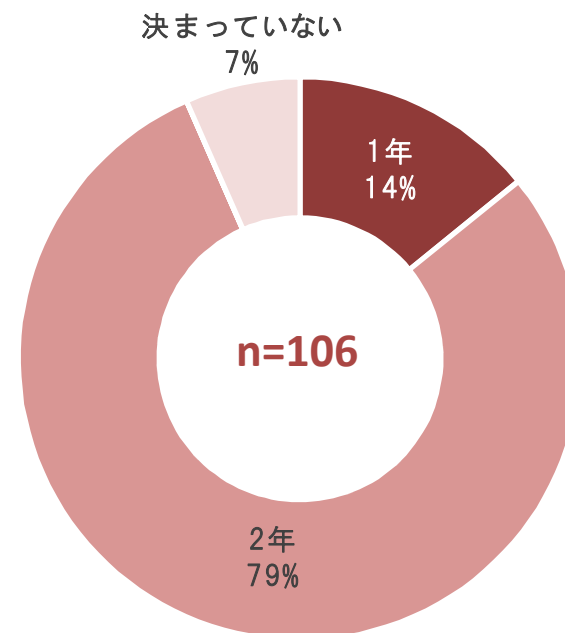
集 計 結 果

全体:n=106		回答数	割合
1	1年	15	14.2%
2	2年	84	79.2%
3	その他（ 年）	0	0.0%
4	決まっていない	7	6.6%
無回答		0	0.0%

＜参 考＞ 公区長 在任年数

（令和2年3月末時点）	件	割合
2年未満	21	19.8%
2年～4年未満	38	35.8%
4年～6年未満	22	20.8%
6年～8年未満	11	10.4%
8年～10年未満	6	5.7%
10年以上	8	7.5%

平均在任年数 4.26年



問3 公区長報酬の用途についてお尋ねします。次の中から、あてはまるものの全てに○をつけてください。複数回答

集 計 結 果

全体：n=106

	複数回答	回答数	割合
1 町内会会計に全額繰入		13	12.3%
2 町内会会計に一部繰入（概ね 割）		3	2.8%
3 個人の報酬とし町内会における行事等に個人として支出		66	62.3%
4 その他		23	21.7%
無回答（公区長報酬として受け取り）		3	2.8%

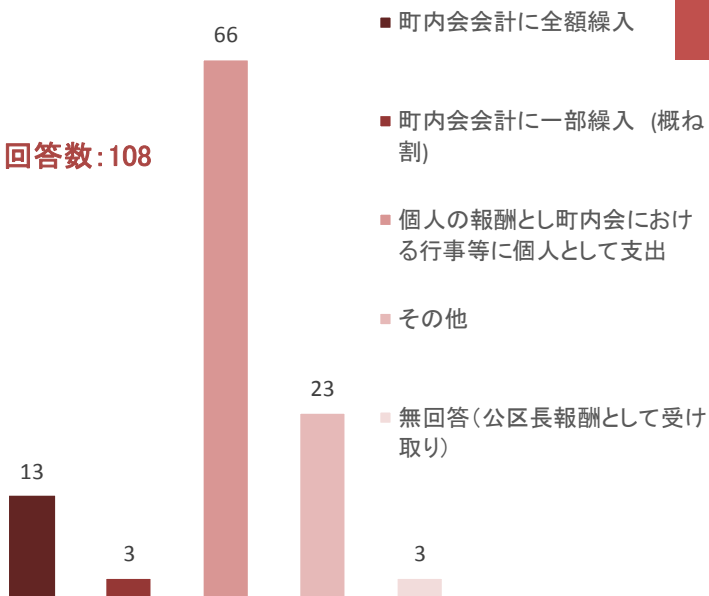
合計：108

・5割（1件）
・8割（1件）
・無回答（1件）

（平均金額） 51,176円

	（最大値） 200,000円	（最小値） 5,000円
金 額	回答数	割 合
0～30,000円	27	40.9%
30,001～60,000	11	16.7%
60,001～90,000	4	6.1%
90,001～120,000	8	12.1%
120,001～150,000	1	1.5%
150,001円以上	1	1.5%
無回答	14	21.2%

回答数：108



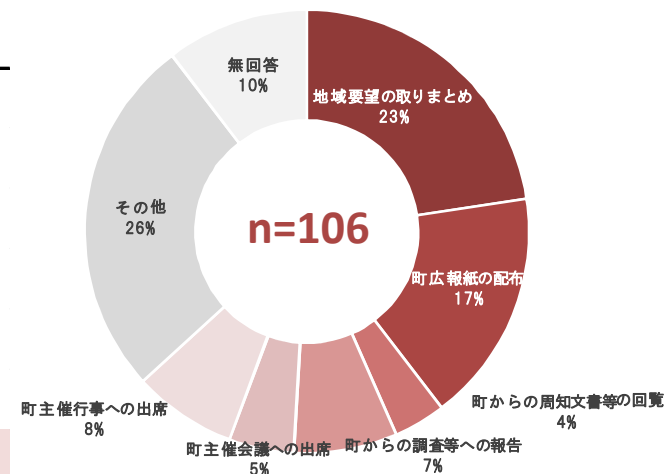
その他 自由記述

- 全額公区長活動費
- 個人の報酬（他同内容9件）
- 町内会会計に全額繰り入れし、その後公区長へ
- 公区一般会計に全額繰入、全額公区長手当として支出
- 会員と同じ様に公区にはらう。公区から公区長報酬としてもらう（27,000円）
- 町内会規約に役員手当の支給規定がないので各役員へ一律3,000円×7人
- 事務用品等2～3万
- 公区長でなければ支出しない香典が、公区長であるがために支出することがある。（約5,000円～20,000円）
- 香典等
- 葬儀委員長として（個人で）御香料を包む（5000円×3件）
- 役員手当や旅費などは公区長報酬があるので受け取っていない。
- 公区長報酬の用途はその時に応じている
- 個人的には受取りを辞退したい
- 記述なし（2件）

問4 公区長の業務として負担になっていることについてお尋ねします。次の中から、最もあてはまるもの1つに○をつけてください。（1/2）

集 計 結 果

全体：n=106		回答数	割合
1	地域要望の取りまとめ	24	22.6%
2	町広報紙の配布	18	17.0%
3	町からの周知文書等の回覧	4	3.8%
4	町からの調査等への報告	8	7.5%
5	町主催会議への出席	5	4.7%
6	町主催行事への出席	8	7.5%
7	その他	28	26.4%
	無回答	11	10.4%

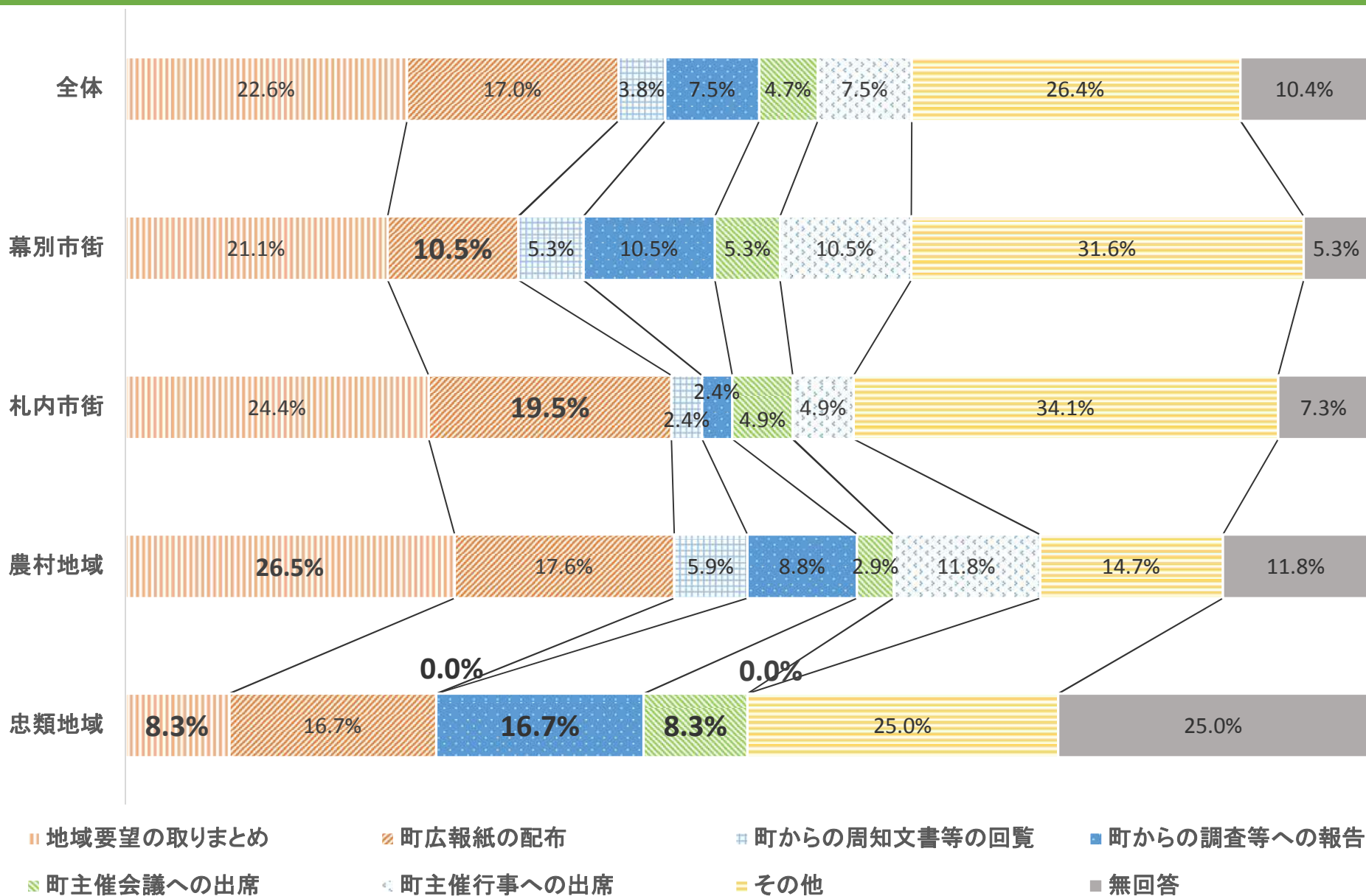


その他 自由記述

- すべてが負担になるようで、選ばれても拒否されて、現在も公区長がいない状態である。これは今後も続きそうである。
- 葬儀の挨拶(故人の経歴等を詳しく知らない場合が多い)
- 葬儀委員長
- 葬儀等
- 公区内の葬儀、公区長としての挨拶等。公区の揉め事等の処理。その他日常の気遣い
- 公区内住民、世帯の状況把握(個人情報)
- 農地水の活動他
- 高齢化
- 負担になっている業務はなし(他8件)
- 5年経験させてもらいましたが、次のなり手をさがすのに3年もかかりました。
- 5役を含めて他の役員は仕事を持っている人たちが殆どなので、資料等の作成や配布に労力を使っています。
- 1～6は公区長として当然の業務だと思う
- 1以外全て
- 町内会に入っていない方への対応について、広報は配布していますがゴミ収集について理解を求めるにはどうすれば良いのか、お知らせのみでしています。
- 町内会未加入者(宅)への広報紙の配布。(町内会における回覧、配布ラインが使えないため公区長として未加入者に届けている。
- 特にないのですが、未加入宅への広報配布の理解が、公区員にしてもらえないことが、運営に支障をきたしています。
- 高齢化など日々変化する公区の実情に対応する公区づくり。「支えあいともに生きる」公区をめざす、公区運営などが公区長の精神的負担。
- 公区長就任初年目のため、わかりません
- 公区会員の相談(私事)
- ①役員の選出(1年任期だがなかなか引き受けってもらえない)②仕事を持ちながら、また外部の様々な役職を抱えながら町内会の業務を行わなければならないこと。③次期公区長の見通しが立たないこと。

問4 公区長の業務として負担になっていることについてお尋ねします。次の中から、最もあてはまるもの1つに○をつけてください。（2/2）

地域別 回答割合



問5 広報紙の配布はどなたが行っていますか。次の中から、あてはまるものの全てに○をつけてください。複数回答

集 計 結 果

全体:n=106		複数回答	回答数	割合
1	公区長		70	66.0%
2	町内会役員（役職名）		13	12.3%
3	各班長		82	77.4%
4	その他		3	1.9%
	無回答		2	2.8%

合計:169

具体的な配布方法	件数	割合
公区長のみ	21	19.8%
公区長⇒役員⇒班長	8	7.5%
公区長⇒班長	41	38.7%
役員のみ	1	0.9%
役員⇒班長	4	3.8%
班長のみ	29	27.4%
無回答	2	1.9%
計	106	100%

- 総務部長
- 公区長→会員外、総務部長→班長
- 町内会役員（庶務部長）
- 総務部長と分担して仕分け、各班長に届ける
- 広報部長→班長
- 1.2.3 + 副公区長ほか1名
- 総務部長→班長
- 副会長→班長へ
- 各部長
- 副公区長
- 幹事

その他 自由記述

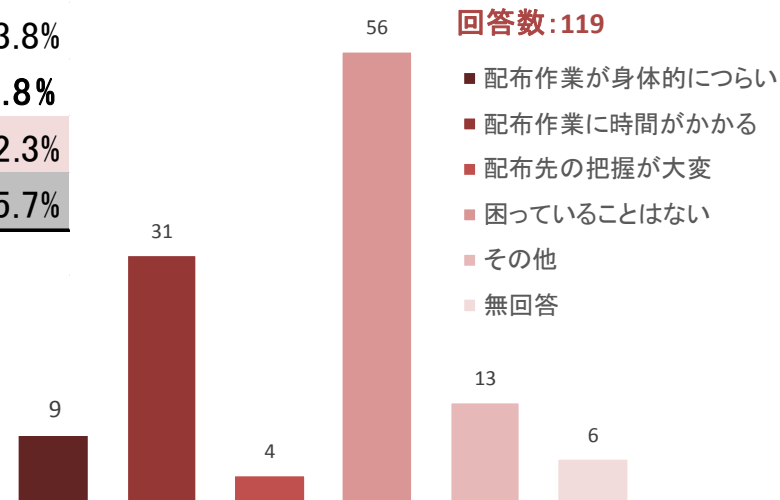
- 単身者アパートは公区長
- 来年度班長の理解が得られれば、公区長が未加入者への配布を検討中
- 公区長は未加入者に配布

問6 広報紙の配布作業において、次の中から、あてはまるもの全てに○をつけてください。 (1/2) 複数回答

集 計 結 果

全体:n=106		複数回答	回答数	割合
1	配布作業が身体的につらい		9	8.5%
2	配布作業に時間がかかる		31	29.3%
3	配布先の把握が大変		4	3.8%
4	困っていることはない		56	52.8%
5	その他		13	12.3%
	無回答		6	5.7%

合計:119



その他 自由記述

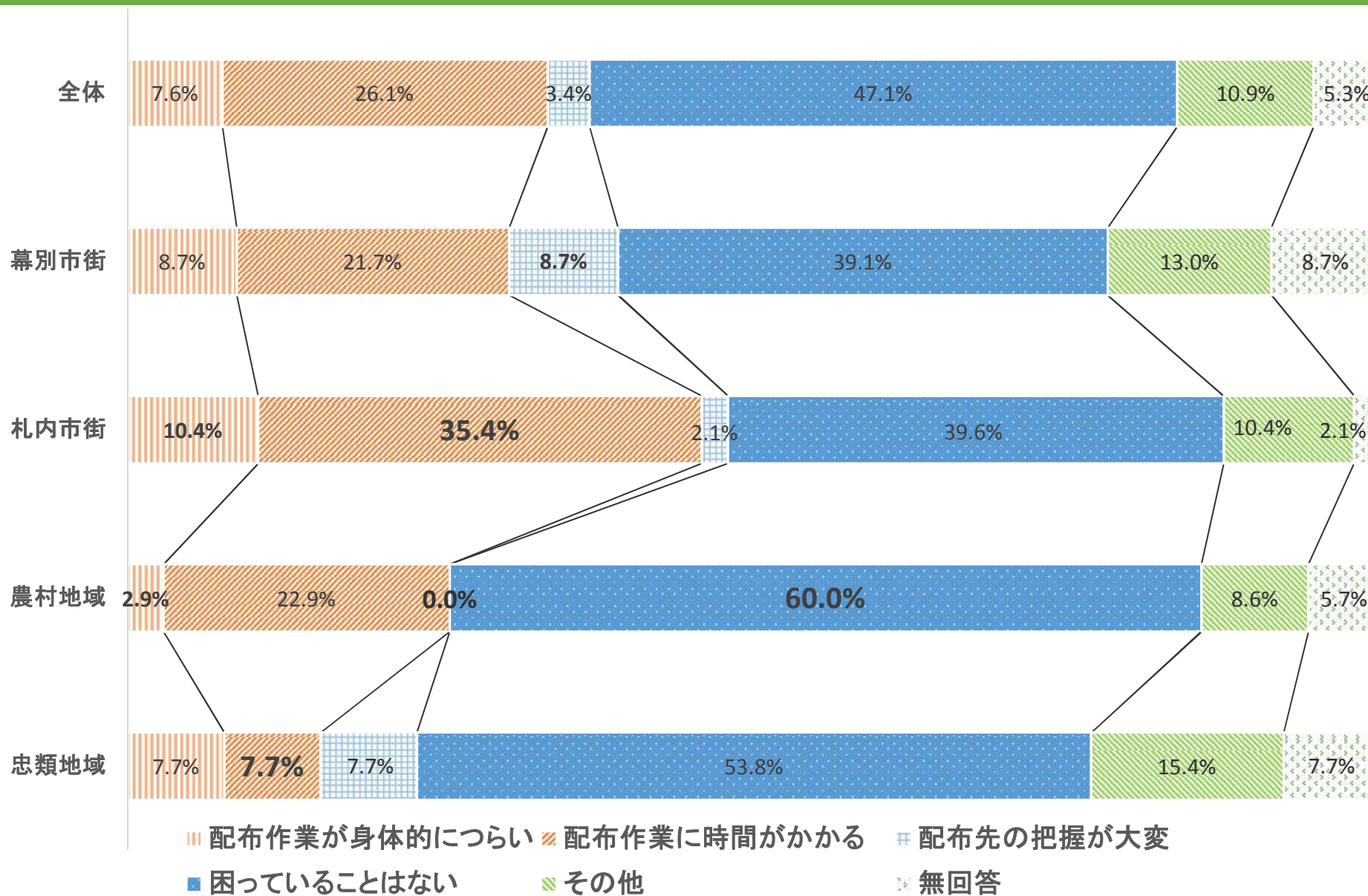
- 班長に輪番で依頼しているが、高齢化のため困難となってきた。公区運営の中で公区委託業務としたい。
- 最近は班長を拒む人が増えてきた。
- 公営住宅世帯への配布が一部できていない(公区未加入)
- 毎月の作業なので・・・仕方なし
- 4階建公住の班長に高齢者が赴く負担が大きい。公区未加入者への配布に反対する班長さんの理解を得ることが難しい。
- 配布経験ない(公区長就任初年のため)
- 班長不在時に公区長が代わって配布
- 広報誌とその他、個別にまとめてほしい
- 回覧紙が困る
- 学校(プログラム)とか町の身体障害者のとりまとめ
- 公営住宅は若年入居者の出入りが「頻繁」にありチェック困難。輪をかけて「個人情報」で、それ以上の関係が構築不可。
- 広報紙以外の「町からの周知文書」がたくさんある時、それを各戸毎に仕分けするのが結構大変である。

問6 広報紙の配布作業において、次の中から、あてはまるもの全てに○をつけてください。

(2/2)

複数回答

地域別 回答割合



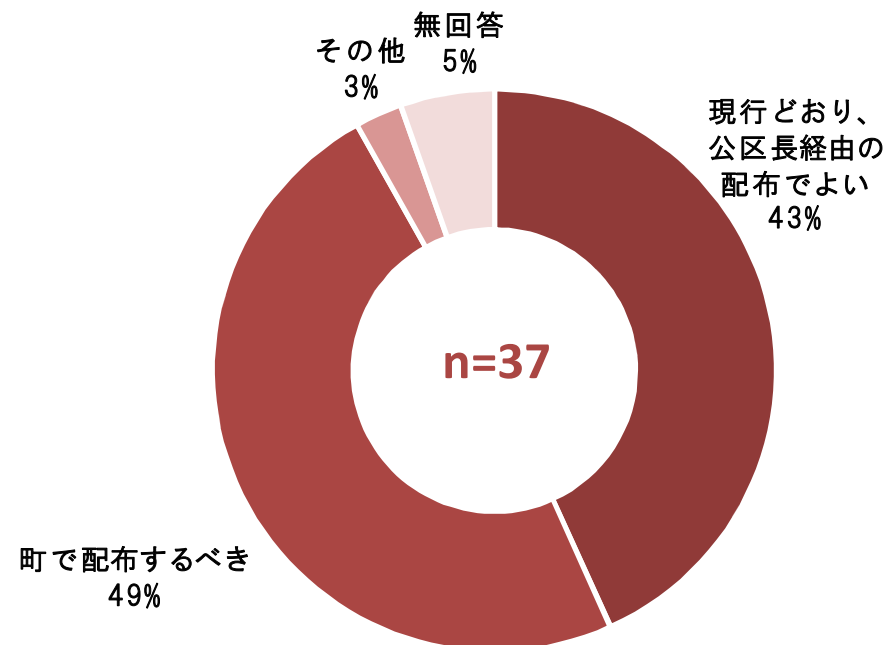
問7 今後、広報紙の配布についてどうすべきと考えますか。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。(1/2) **（問6で1～3を選択した方のみ）**

集 計 結 果

全体：n=37		回答数	割合
1	現行どおり、公区長経由の配布でよい	16	43.2%
2	町で配布すべき	18	48.6%
3	その他	1	2.7%
無回答		2	5.4%

その他 自由記述

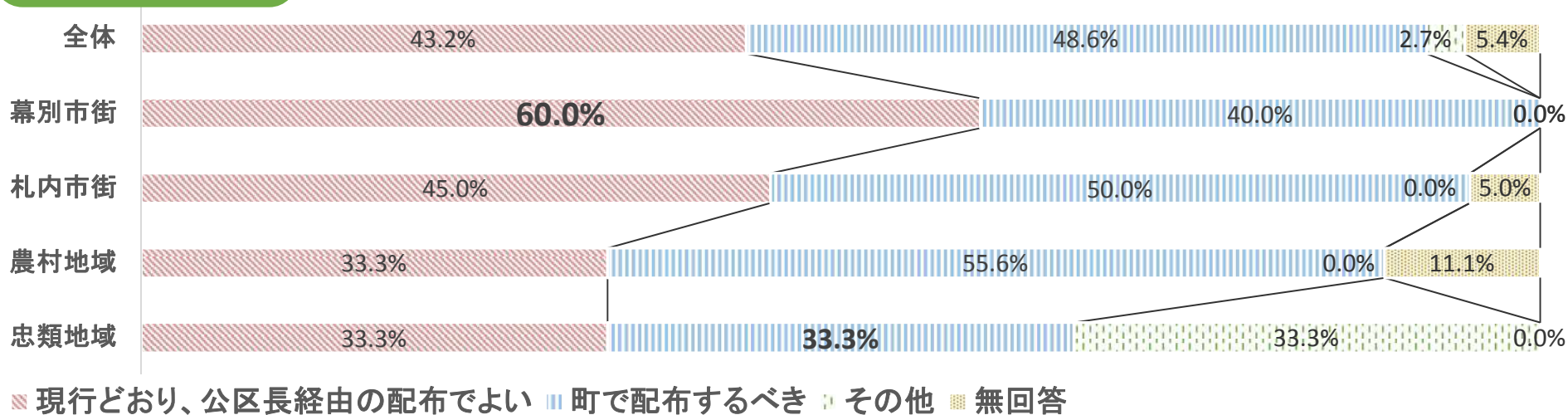
- 電子配信、スマホ等を活用してほしい



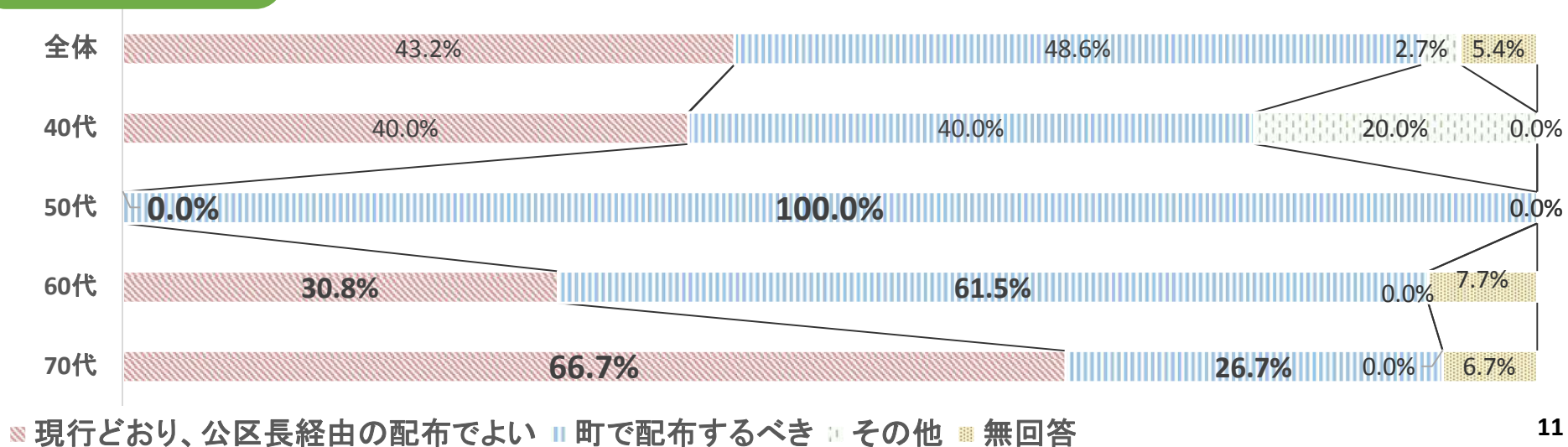
問7 今後、広報紙の配布についてどうするべきと考えますか。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。(2/2)

地域別・年代別 回答割合

地域別 割合比較



年代別 割合比較

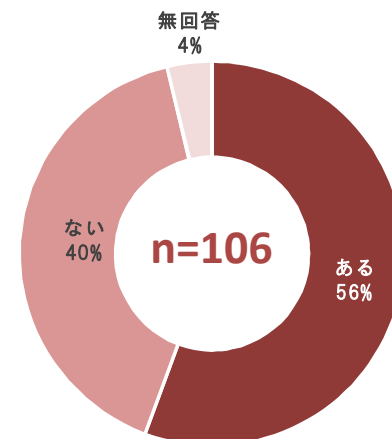


問8 あなたの公区に町内会はありますか。次の中から、あてはまるものの1つに○をつけてください。

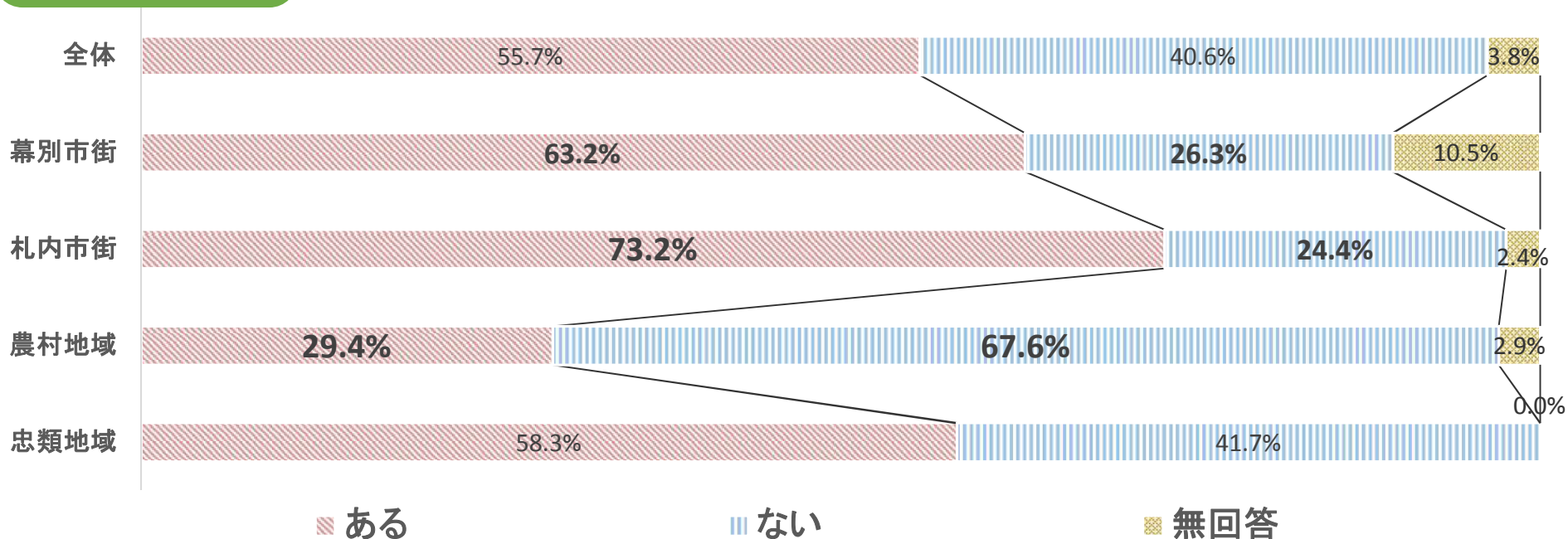
※町内会…名称を問わず、地域内の活動に賛同する住民で構成し、コミュニティ活動を行う自治組織。行政区（以下「公区」という。）が自治組織となっている場合を含む。

集計結果

全体：n=106		回答数	割合
1	ある	59	55.7%
2	ない	43	40.6%
	無回答	4	3.8%



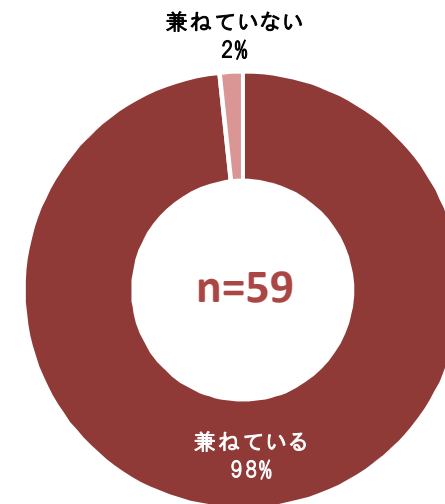
地域別 割合比較



問9 町内会の代表（以下「町内会長」という。）についてお尋ねします。町内会長と公区長は同じ方が兼ねていますか。 **（問8で1を選択した方のみ）**

集計結果

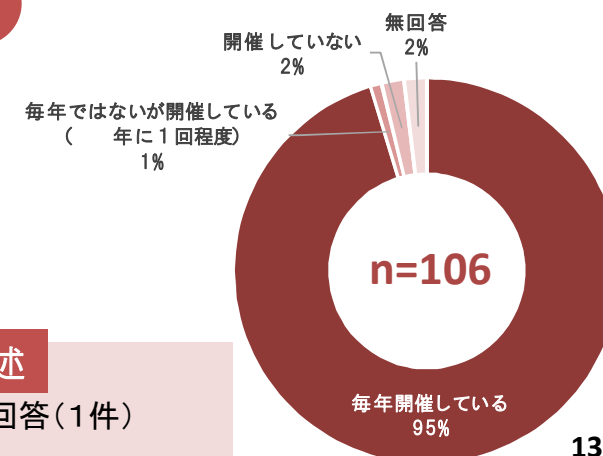
全体：n=59		回答数	割合
1	兼ねている	58	98.3%
2	兼ねていない	1	1.7%



問10 総会の開催についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

集計結果

全体：n=106		回答数	割合
1	毎年開催している	101	95.3%
2	毎年ではないが開催している（年に1回程度）	1	0.9%
3	開催していない	2	1.9%
無回答		2	1.9%



町内会の有無 比較

[問8 公区に町内会はありますか]		ある (n=59)	ない (n=43)	無回答 (n=4)
問10 総会の開催	毎年開催している	58	39	4
	毎年ではないが開催している	1	0	0
	開催していない	0	2	0
	無回答	0	2	0

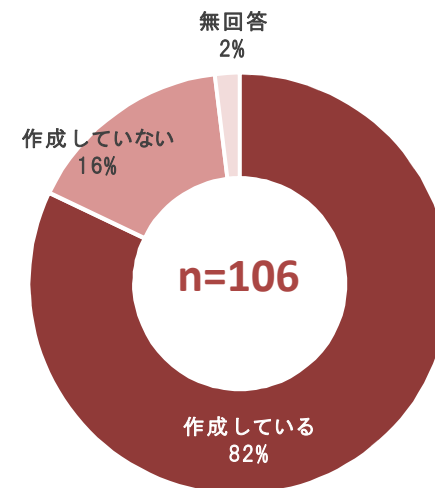
その他 自由記述

➤ 無回答（1件）

問11 総会議案の作成についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

集 計 結 果

全体:n=106		回答数	割合
1	作成している	87	82.1%
2	作成していない	17	16.0%
	無回答	2	1.9%



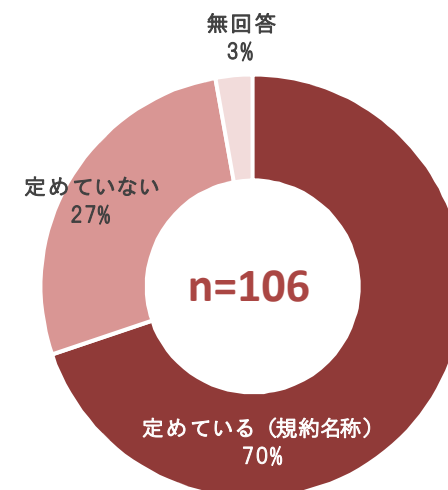
町内会の有無 比較

		[問8 公区に町内会はありますか]		
		ある (n=59)	ない (n=43)	無回答 (n=4)
問11 議案の作成	作成している	54	30	3
	作成していない	5	11	1
	無回答	0	2	0

問12 規約の定めについてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。
(1/2)

集 計 結 果

全体:n=106		回答数	割合
1	定めている(規約名称)	74	69.8%
2	定めていない	29	27.4%
	無回答	3	2.8%



町内会の有無 比較

		[問8 公区に町内会はありますか]		
		ある (n=59)	ない (n=43)	無回答 (n=4)
問12 規約の有無	定めている	50	22	2
	定めていない	9	18	2
	無回答	0	3	0

問12 規約の定めについてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。
(2/2)

行政区名	規約名	行政区名	規約名	行政区名	規約名	行政区名	規約名
本町2	幕別町本町第2公区規約	中央町2	札内中央町第二公区規約	桂町2	桂町第二公区規約	西町2	札内西町第二町内会規約
旭町1	旭町第1公区規約	中央町3	札内中央町第三公区規約	桂町3	桂町第三公区規約	北栄町1	北栄町第一公区規約
旭町2	旭町第2公区規約	豊町	豊町公区会則	共栄町1	共栄町第一町内会規約	北栄町2	北栄町第2町内会規約
旭町4	幕別町旭町第4公区規約	東春日町	東春日公区規約	共栄町2	共栄町第二公区町内会規約	暁町東	暁町東公区規約
南町1	南町第1公区規約	泉町	泉町内会規約	共栄町3	共栄町第三町内会規約	暁町西	札内暁町西公区規約
南町2	南町第二公区規約	泉東	泉東町内会規約	新北町東	新北町東町内会規約	暁町北	札内暁町北公区規約
緑町2	緑町第2公区規約	あかしや	あかしや公区規約	新北町西	幕別町札内新北町西町内会規約	途別	途別公区規約
緑町3	緑町第三公区規約	あかしや南1	あかしや南一公区則	北町2	北町第二町内会規約	古舞	古舞公区規約
緑町4	緑町第4公区規約	あかしや南2	あかしや南2公区規約	桜町北	札内桜町北公区町内会規約	忠類栄町	栄町公区則
新町	幕別町新町公区規約	あかしや中央	あかしや中央公区規約	桜町中央	桜町中央公区(町内会)規約	忠類錦町	忠類錦町公区規約
相川西	相川西公区規約	文京町	幕別町文京町公区規約	桜町南	桜町南公区規則	忠類白銀町	忠類白銀町公区規約
大豊	幕別町大豊公区規約	若草町2	若草町第2公区規約	青葉町1	青葉第一町内会規約	忠類上当	忠類上当公区規約
南勢	南勢公区規約	桂町1	桂町第一公区規約	青葉町2	青葉町第二公区規約	合 計	5 1 行 政 区

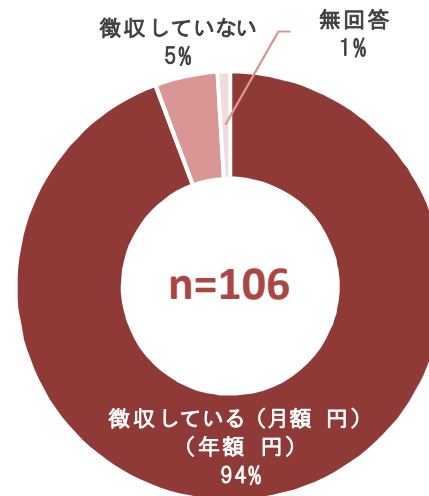
※ 規約はあるが、名称の記載なし…23行政区

問13 会費の徴収についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

集 計 結 果

全体:n=106		回答数	割合
1	徴収している（月額 円）（年額 円）	100	94.3%
2	徴収していない	5	4.7%
	無回答	1	0.9%

（平均金額） 6,419円 （年額） （最大値）20,500円 （最小値）1,000円 全体:n=100		
会費（年額）	回答数	割合
0～3,000円	10	10.0%
3,001～6,000	62	62.0%
6,001～9,000	9	9.0%
9,001～12,000	5	5.0%
12,001～15,000	4	4.0%
15,001円以上	8	8.0%
無回答	2	2.0%



地域別平均金額（年額）

幕別市街：4,421円
 札幌市街：4,393円
 農村地域：9,703円
 忠類地域：10,300円

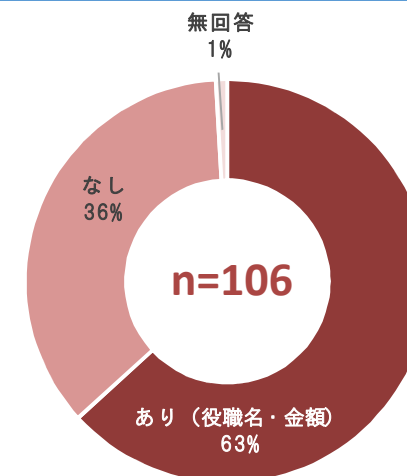
町内会の有無 比較

[問8 公区に町内会はありますか]		ある (n=59)	ない (n=43)	無回答 (n=4)
問13 会費の有無	徴収している	58	38	4
	徴収していない	1	4	0
	無回答	0	1	0

問14 役員の報酬についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

集 計 結 果

全体：n=106		回答数	割合
1	あり（役職名・金額）	67	63.2%
2	なし	38	35.8%
	無回答	1	0.9%



役職別 回答件数等

役 職 名	回 答	平 均 報酬金額	役 職 名	回 答	平 均 報酬金額	役 職 名	回 答	平 均 報酬金額
公区長 町内会長 など	63	54,673円	行事・事業・体育 (行事部長、体育部長 など)	17	7,412円	厚生部長 など	5	5,600円
副公区長 副町内会長 など	44	16,841円	福祉 (老人部長、子ども 会部長 など)	14	5,357円	土木部長 など	5	4,600円
会計	44	15,568円	監事 (会計監査 など)	10	2,700円	顧問	1	5,000円
総務部長	40	12,842円	環境・衛生 (環境部長 など)	7	6,857円	その他役職 (各副部長 など)	10	6,444円
班長	21	3,786円	広報部長	6	7,667円			
生活・防犯・防災 (交通防犯部長、防 災部長 など)	20	5,950円	神社係	6	6,167円			

問15 町内会で実施している事業についてお尋ねします。実施している事業全てに○をつけてください。 複数回答

集 計 結 果

町内会の有無 比較

[問8 町内会の有無]

全体: n=106		複数回答	回答数	割合	年間平均実施回数	あり(n=59) なし(n=43) 無回答(n=4)		
1	総会		99	93.4%	1.06	59	39	1
2	役員会		85	80.2%	4.89	54	31	
3	広報の発行		42	39.6%	8.98	31	11	
4	集団資源回収活動		63	59.4%	9.33	42	21	
5	研修会・講習会の開催		21	35.8%	1.57	18	3	
6	町内会加入勧誘		13	12.3%	1.62	9	4	
7	地域内除雪活動		10	9.4%	5.50	7	3	
8	地域内清掃活動		66	62.3%	2.52	40	26	
9	地域内花壇整備(公園、道路植樹ます等)		42	39.6%	3.24	24	18	
10	敬老行事・高齢者サークル活動・地域サロン		71	67.0%	3.63	44	25	2
11	こども会活動		46	43.4%	4.13	34	12	
12	女性部活動		24	22.6%	2.75	16	8	
13	スポーツ活動		45	42.5%	3.98	32	13	
14	地域内親睦行事		83	78.3%	2.22	52	29	2
15	研修旅行		6	5.7%	1.33	3	3	
16	防犯パトロール		13	12.3%	6.00	10	3	
17	見守り活動		9	8.5%	3.44	7	2	
18	交通安全啓発		19	17.9%	2.21	11	8	
19	防災訓練		27	25.5%	1.15	18	9	
20	その他		6	5.7%		5	1	

合計: 790

その他 実施行事

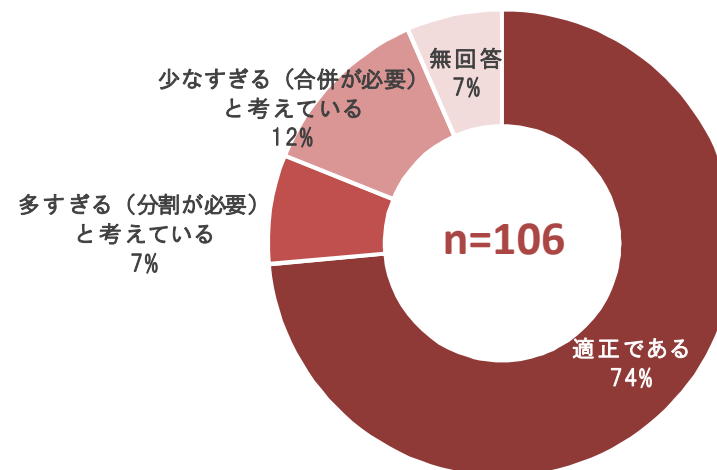
- 班長会議
- 毎週の資源ごみ回収日に有益ごみの回収
- 春、秋レクリエーション&PG
- 班会議年2回(5月・2月)
14班×2=28
- 防災パトロール
- ふれあい祭り実行委員会

問16 町内会の規模（加入戸数）についてお尋ねします。町内会活動を行う上で現在の町内会の規模は適正だと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

集計結果

全体：n=106

	回答数	割合
1 適正である	78	73.6%
2 多すぎる（分割が必要）と考えている	8	7.5%
3 少なすぎる（合併が必要）と考えている	13	12.3%
無回答	7	6.6%



問17 町内会の規模（加入戸数）はどのくらいが適正だと思いますか。
（問16で2、3を選択した方のみ）

集計結果

問16にて「多すぎる（分割が必要）」と回答（n=8）

加入世帯数の平均：208.4世帯

回答平均（適正と考える世帯数）：106.3世帯
（▲102.1世帯）

問16にて「少なすぎる（合併が必要）」と回答（n=13）

加入世帯数の平均：36.5世帯

回答平均（適正と考える戸数）：71.7世帯
（+35.2世帯）

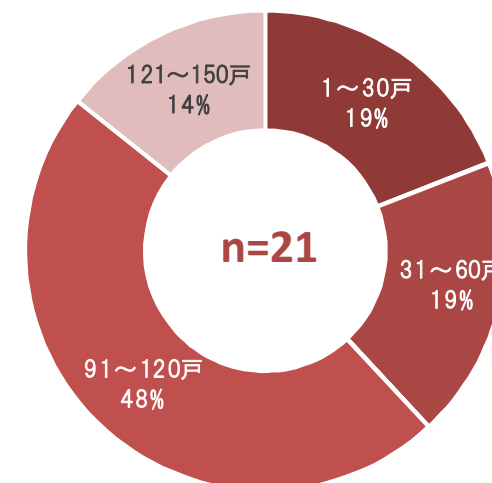
<参考>

問16にて「適正である」と回答（n=78）

加入世帯数の平均：75世帯

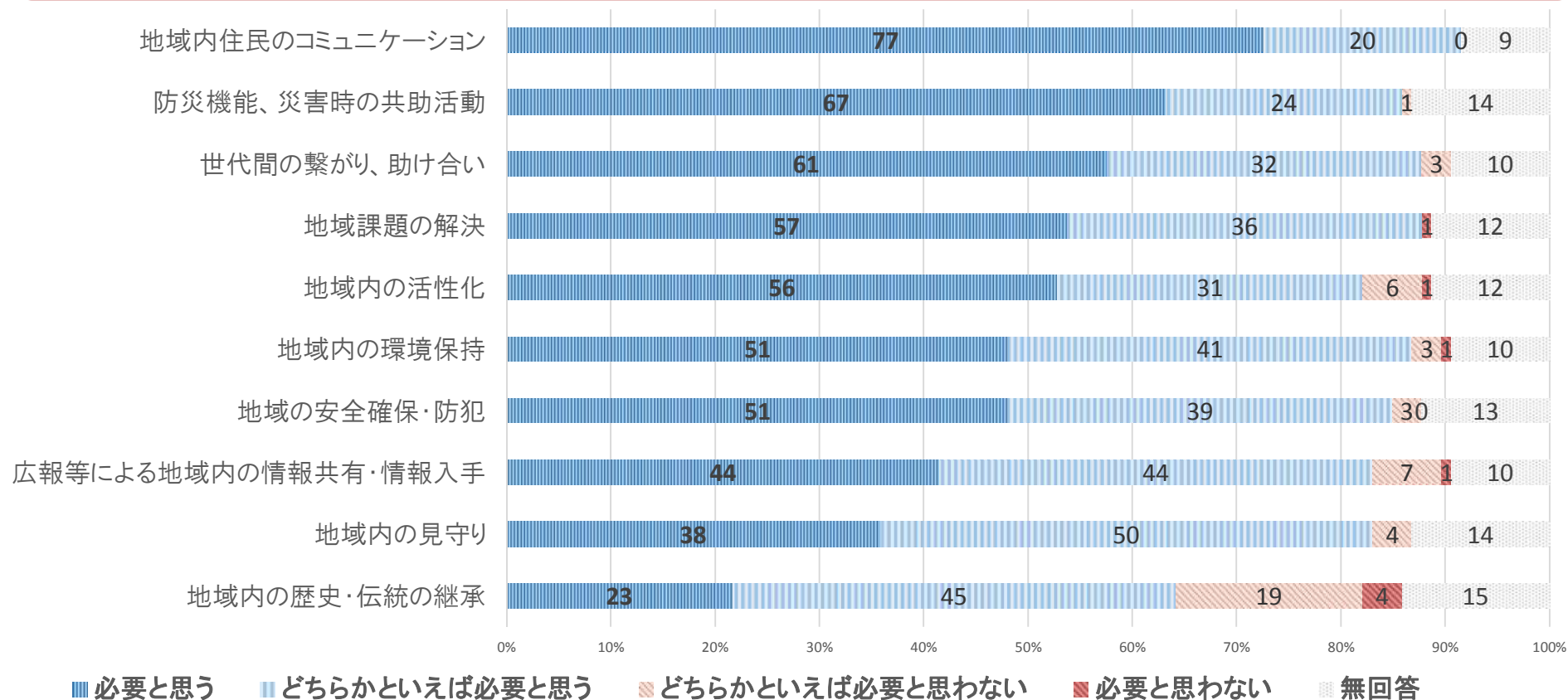
「適正でない」21行政区の地域別回答数

幕別市街	札内市街	農村地域	忠類地域
5	10	6	0



問18 町内会の必要性についてお尋ねします。町内会はどの目的で必要だと思いますか。
次のそれぞれの項目について、最も近いもの1つに○をつけてください。（1/2）

集計結果



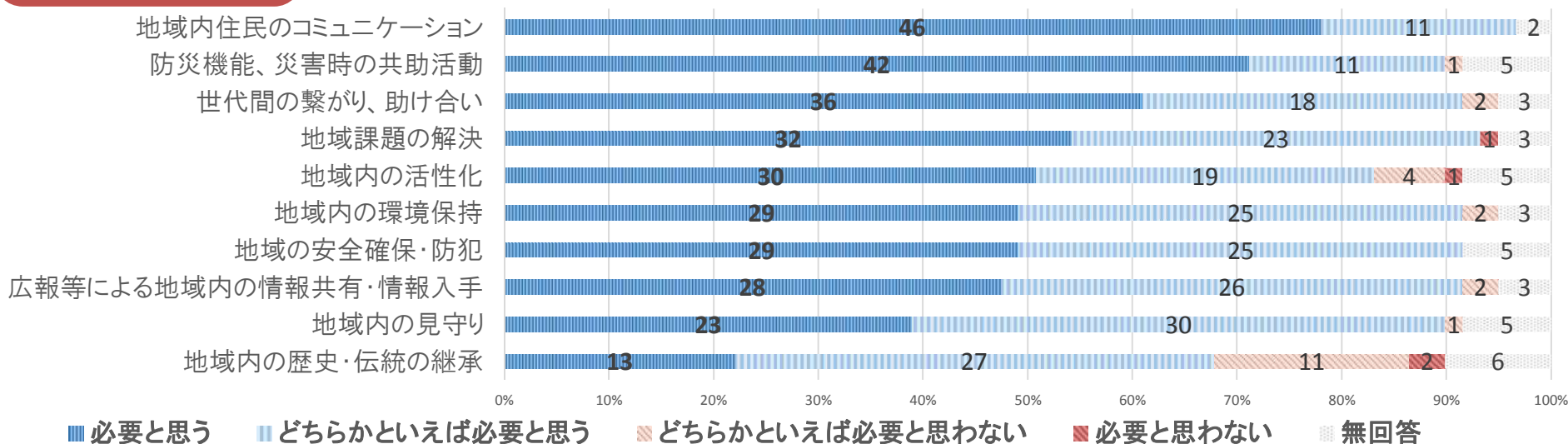
意見 自由記述

- 行政区を担う組織として行政からの委託業務処理
- 町内会は必要であるが、小規模な所は何をするにも限りがある。
- 幕別町が町内会等の自治会を必要としているか否かが不明。幕別町のデザインがわからないので答えようがない。
- ある事によって全てがつながる(項目が)
- 町内会と公区の違いを周知して運営する必要がある
- 必要性はあると思うが、公区の高齢化が現実で、65歳以上の割合が7割以上となっている。

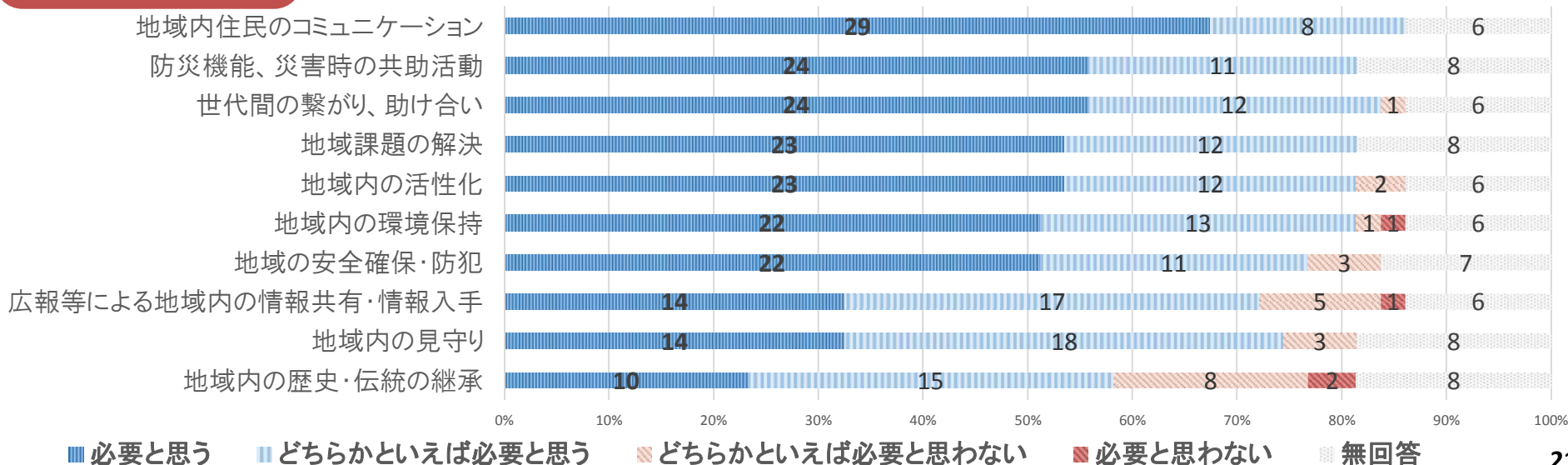
問18 町内会の必要性についてお尋ねします。町内会はどの目的で必要だと思いますか。次のそれぞれの項目について、最も近いもの1つに○をつけてください。(2/2)

町内会の有無 回答比較

町内会：あり(n=59)

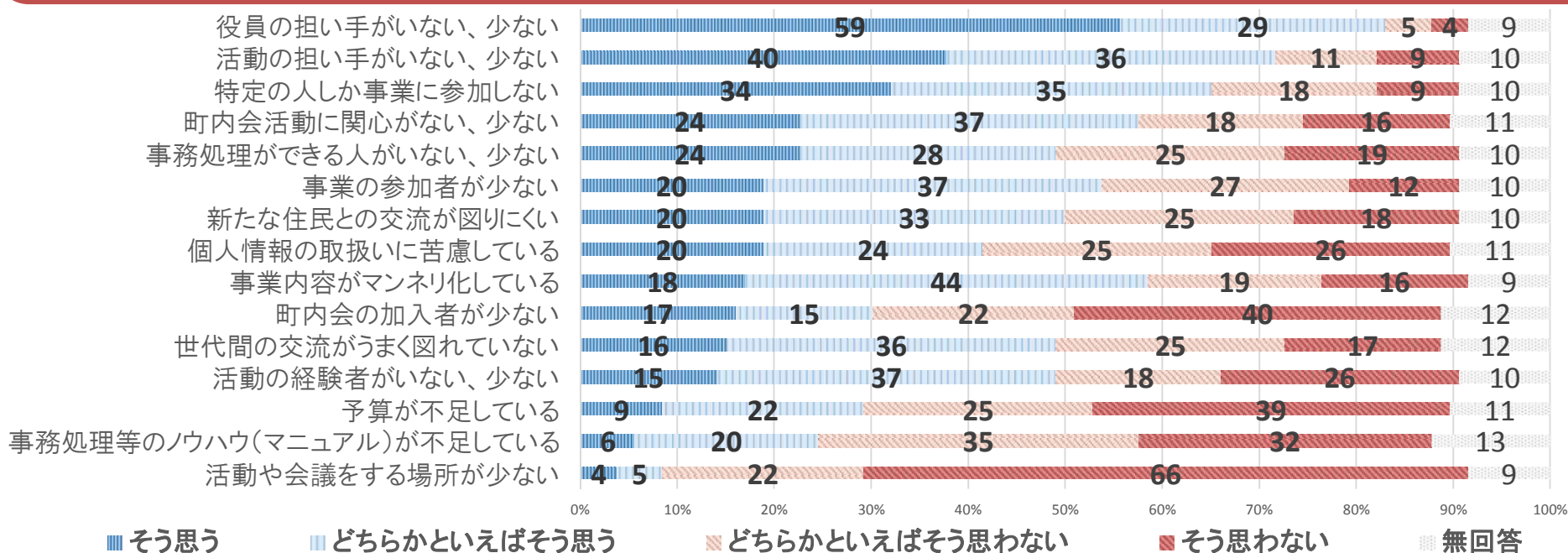


町内会：なし(n=43)



問19 町内会における課題についてお尋ねします。次のそれぞれの項目について、最も近いものの1つに○をつけてください。(1/2)

集 計 結 果



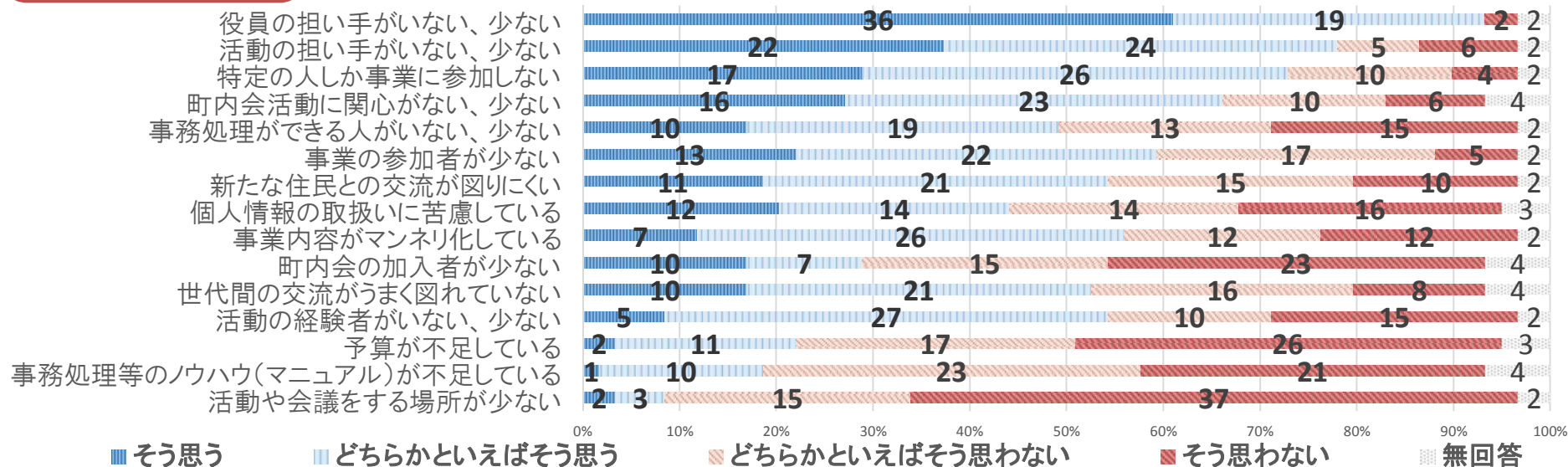
意見 自由記述

- 町内に事務処理(パソコン及びコピー)が出来る人が少ないため、役場で事務処理ができ、係があっても良いのでは？
- 会員の高齢化に伴って、役員の担い手や事務処理のできる人が少なくなり近い将来困ると思っている。
- ある程度うまくいっている。公区内住民はつかず離れず、困った時支えなければならない時に助け合うことの出来る町内会が必要です。
- 多くの方々に多くの課題意識があることがわかった。多くの方々がひそかにボランティア活動をしていることがわかった。これらを合意形成し、特色ある自治活動につなげたい。
- 当公区は持家と借家(町営住宅)が半々であり、町内会(公区)に対する意識がそれぞれで大きな隔たりがあるという特殊性がある。借家住民は独特な性格があり、町内会には無関心・消極的である。
- 町内会の高齢化が進み、事業、行事参加者減、役員の担い手不足になっている。若年会員は共働きが多く、子どもの行事が優先される。
- 当公区は町内会加入率が50%を切っている。原因としては、家賃の低い借家アパートの全体戸数割合が高く低所得者が多いため、年4000円の公区費の負担が大きいと考えているように思われる。また、若い世代は共働き家族が多く、PTA活動もあるため、公区の役員のなり手となっていない。
- 役員の担い手がなく、公区は近い内に分解する。その時責任を明確にしておくこと。
- 新規住民及び退去者の情報が少ない。町内会活動、役員活動の負担が多いと思われる
- 現状に合った活動なので特に問題はないが高齢化が気になる
- 人数の少ない町内会なので、予算も少なく出来る活動に限界がある。

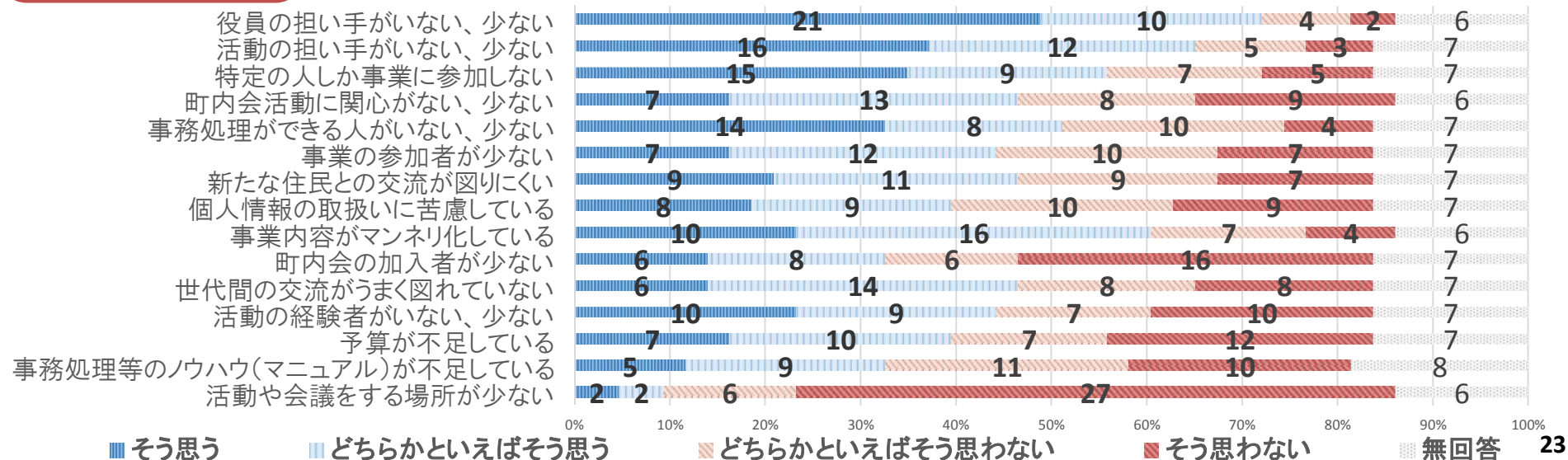
問19 町内会における課題についてお尋ねします。次のそれぞれの項目について、最も近いものの1つに○をつけてください。(2/2)

町内会の有無 回答比較

町内会：あり(n=59)

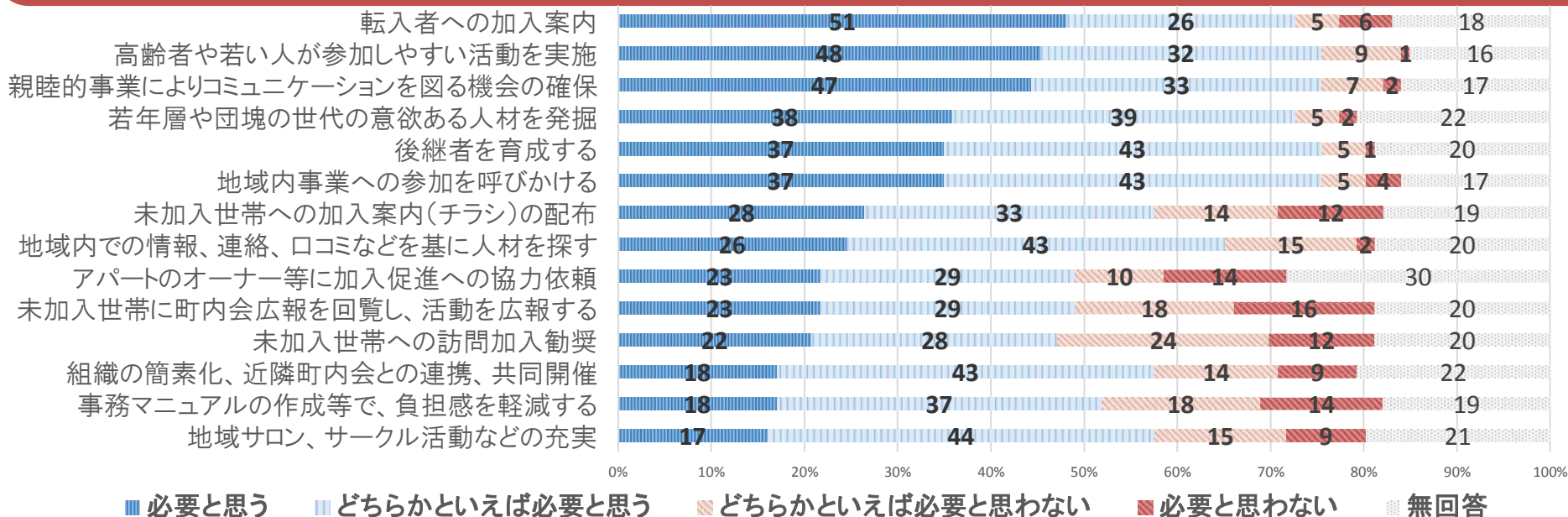


町内会：なし(n=43)



問20 町内会における課題解決のための取組の必要性についてお尋ねします。次のそれぞれの項目について、最も近いもの1つに○をつけてください。(1/2)

集 計 結 果



意見 自由記述

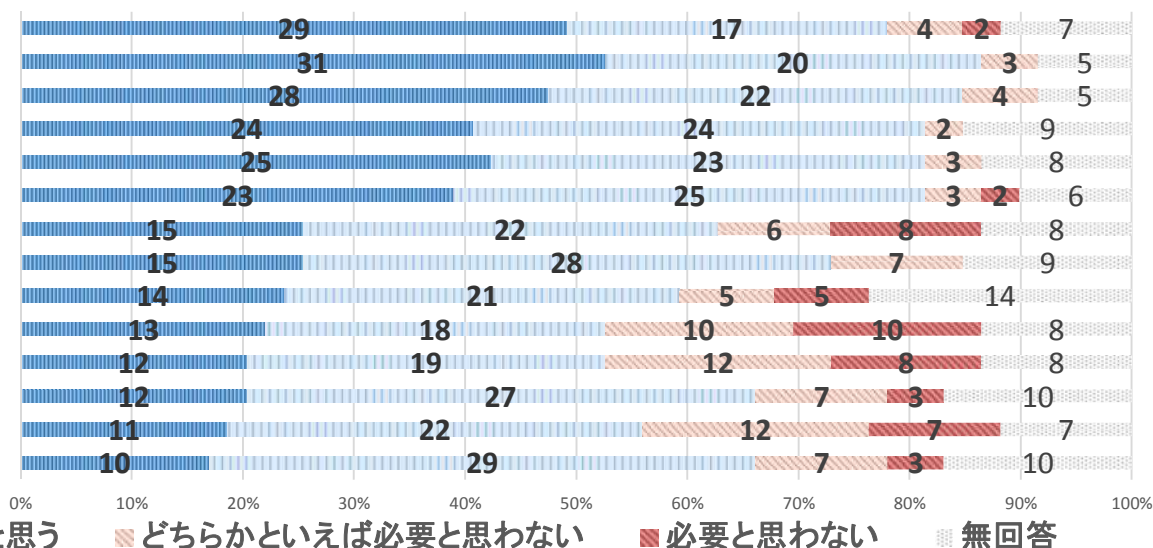
- 地域サロン、サークル活動を行う場としてコミュニティセンターがあるが、利用にあたっての利用目的、利用人数、利用時間等の制約や競合があり、自由に気軽に井戸端的に集まり談話できる集会所的な場が望まれている。
- 現在、未加入世帯はアパートの3戸だけです。全世帯33戸で町内会としては小規模で互いの顔がわかって良いと思いますが、高齢化が多く近い将来町内会の運営に支障が出ると思っています。近隣の町内会との合併も必要になってくるものと思っています。
- 公区長報酬後期分の支払についてですが、決算総会が3月中～下旬に行われるため後期支払分を上旬にさせていただきたいのですが。
- ・(議会の動きが遅い)まったくみえない。だから過ごす時間はない。毎日毎日検討委を開くべきではないですか。新たなスタートの4月上旬には町の方針が必要。
近隣センター運営委と連合公区(連合自治会)ともリンクするので、4月上旬にはせめて議会の方針を出さねば自治会はスタートからつまづく。
- 問4-7に記載したように、広報配布に疑問を感じます。今のITの時代、町のHPでもスマホ等で内容確認できるのに世帯全部に配布する意味があるのでしょうか。これが全公区の悩みの一つだと思いますので、全世帯配布が必要なら、郵送等でできないでしょうか。また、アンケートで必要な世帯のみ配布するとか経費節約にもなると思いますが。
- 町主催・札内地区・札内鉄南地区・若草三公会と公区長会の種類が多すぎる。それぞれに会長・会計などを要するので、季節によっては会議だけで多忙になる。町主催の場合、平日の日中開催となり、実質的に会社勤務の人々には無理がある。
- 価値観の多様性により、必要性について感じていない(普段の生活の中で、なくても困らないと考えている)
- 転入世帯への加入案内をしているが、その後未加入の場合は勧奨せず
- 転入を受け付けた役場の方に広報、町内会情報、加入の要請を行ってもらいたい
- 「転入者への加入案内」「未加入世帯への加入案内の配布」「アパートのオーナー等に参加促進への協力依頼」「若年層や団塊の世代の意欲ある人材を発掘」「後継者を育成する」「未加入世帯に町内会広報を回覧し、活動を広報する」は行政がやるべき
- 未加入者については、各家庭の事情、役員をやりたいくないなど聞こえてきます。自分でコミュニケーション等必要と考えれば加入の促進などなくても町内会活動に参加(加入)してくると思います。
- 公区長の負担が増えることはしたくない。

問20 町内会における課題解決のための取組の必要性についてお尋ねします。次のそれぞれの項目について、最も近いもの1つに○をつけてください。(2/2)

町内会の有無 回答比較

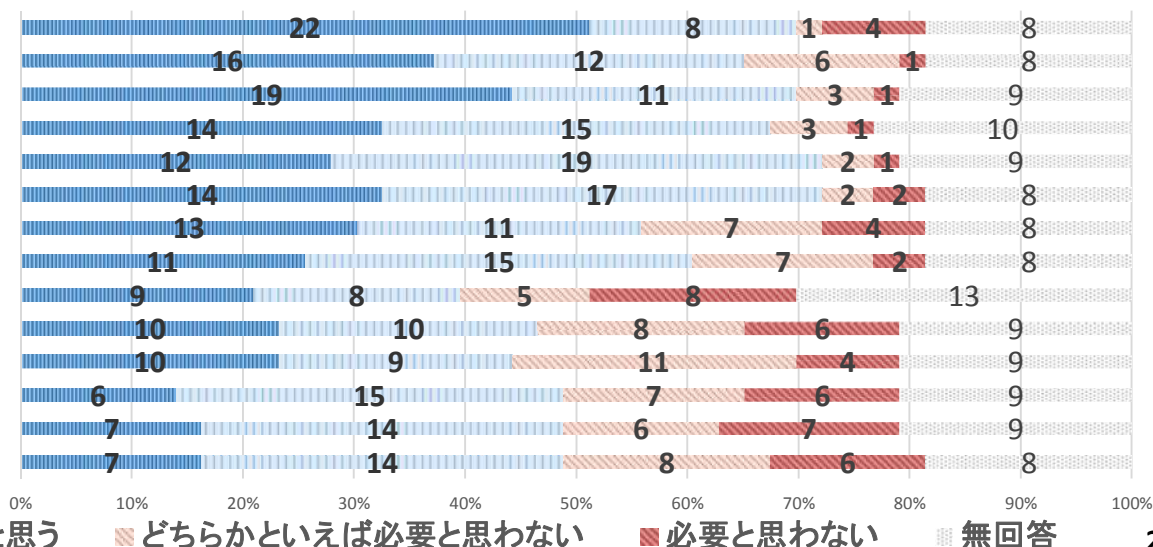
町内会：あり(n=59)

転入者への加入案内
高齢者や若い人が参加しやすい活動を実施
親睦的事業によりコミュニケーションを図る機会の確保
若年層や団塊の世代の意欲ある人材を発掘
後継者を育成する
地域内事業への参加を呼びかける
未加入世帯への加入案内(チラシ)の配布
地域内での情報、連絡、口コミなどを基に人材を探す
アパートのオーナー等に参加促進への協力依頼
未加入世帯に町内会広報を回覧し、活動を広報する
未加入世帯への訪問加入勧奨
組織の簡素化、近隣町内会との連携、共同開催
事務マニュアルの作成等で、負担感を軽減する
地域サロン、サークル活動などの充実



町内会：なし(n=43)

転入者への加入案内
高齢者や若い人が参加しやすい活動を実施
親睦的事業によりコミュニケーションを図る機会の確保
若年層や団塊の世代の意欲ある人材を発掘
後継者を育成する
地域内事業への参加を呼びかける
未加入世帯への加入案内(チラシ)の配布
地域内での情報、連絡、口コミなどを基に人材を探す
アパートのオーナー等に参加促進への協力依頼
未加入世帯に町内会広報を回覧し、活動を広報する
未加入世帯への訪問加入勧奨
組織の簡素化、近隣町内会との連携、共同開催
事務マニュアルの作成等で、負担感を軽減する
地域サロン、サークル活動などの充実



問21 現在の公区長制度等について、ご意見があれば自由に記載してください。(1/8)

No.	記 述 内 容
1	各学校等の回覧は全戸数が必要なしと思っている。
2	1 公区長の存在を位置付ける法的根拠が失われた行政区設置条例は形骸化したのではないかと考えるが、現行の公区制度は現状において定着し、ゆえに区域内住民世帯の公区加入率も高く、公区役員の担い手もまがりながらも維持できており、行政区としての「公区」は地域行政の運営上からも必要と考える。 2 このことから、従来どおりの行政区域は自主的任意団体組織である自治会町内会単位とし、必然的に公区長も当該町内会代表たる町内会長を充てるとしながらも、公区長の位置づけ、公的設置根拠を明確化することにより、行政区設置条例による公区長制度を存続させるべきである。 3 その上で、従来の公区長報酬を次の考え方により、さきに通知のあった「公区長報酬の取扱について」に示されているとおりの「公区長活動交付金」と、さらに「公区運営交付金」に分割し、いずれも行政区としての公区への交付金として取り扱ってはどうか。①公区長活動交付金 公区長への業務委託 従来の公区長固有の行政に関わる職務のうち、住民世帯の個人情報取扱等に係る業務、公区長会議等町と地域の情報交換など、個人としての責務を負う固有の業務に対する行政事務委託交付金。②公区運営交付金 公区団体組織への業務委託 お知らせ広報等の配布、地域の公的施設、環境衛生管理、防犯防災等の業務については自治会町内会への行政業務委託交付金。 4 公区での取扱 (1)公区規約改正を行い、公区の設置目的を「自治会関係」と「行政業務委託関係」に明確にし、次の公区長等公区役員の業務、役割についても明確化する。 (2)そのなかで、行政委託業務のうち、町広報の取扱が課題となっていることから、特に、この広報各戸配布を公区内班長が3か月輪番で行っているが、その公区住民の高齢化が進み、班長体制を維持することが困難となっており、改善する必要性が急務となっている。 (3)このことから、当該広報の各戸配布を含め、班内住民世帯の状況把握、公区費の集金、班内回覧物の取扱等の業務を行うとして班長を役員化する。 (4)さらに、公区役員の報酬、費用弁償を町からの公区長活動交付金及び公区運営交付金を原資として、支給規定を制度化する。(5)以上を公区会計上において予算化する。 5 行政区制度、公区長制度の存続にあわせ、町と公区、公区間の連絡調整、情報交換、地域行政の運営を円滑化するため、公区連合組織、連絡協議会の早期設置を図ってはどうか。
3	公区長を引き受ける人がいない。役員は何年も同じ人が継続していて、他になり手がない。公区の行事も毎年同じ顔ぶれで年々減少している。高齢化に伴い公区の行事も維持が難しくなってくる。以上のことから、公区の維持も数年が限度かもしれない。
4	町と地域を繋ぐ大事な役割なので周りが考えているよりも、重要な制度であるが、これからは時代に合わせた役割も必要ではないでしょうか。公区長が地域の代表として居ることで、会員は安心出来るのだと思う。
5	自治助け合い組織である町内会と行政組織の公区を組み合わせた公区長制度は他の地域にない素晴らしい制度だと思います。任意組織と行政組織を一つにして運営する難しさはあると思いますが、「共助」と「公助」という考えを基本に見直しをして欲しいと思います。住民と自治体のバランスをとりながら、コミュニケーションづくりの基本単位という観点から検討することが必要だと思います。

問21 現在の公区長制度等について、ご意見があれば自由に記載してください。(2/8)

No.	記 述 内 容
6	（戸数について）公営住宅・アパートは成立しないと思う。分割を提案したことがあるが否決されている。当面現状で行くしかない考える。 （現在の公区長制度等について） ○公区は、行政の末端組織であり、町が発行する広報を配布するなどの役割があり、町民は必ずどこかの公区に所属しています。町内会は、近隣住民の自治組織であり、加入は任意です。公区と町内会は別々の組織ですが、地域や住民の多くが重複しており、地域で町内会のことも公区と呼ばれています。「公区役員のなり手が少なく支援が必要・・・また、公区と町内会の住み分けを明確にして伝えるべきでは・・・公区と町内会は別の組織であり混同しないように住民に伝えていきたい・・・」これは或団体の文書ですがどうしたものかと・・・ ○もし町内会に移行するなら、入会勧誘からはじまりますか！？ 全ての面で再構築しなければならないのかと・・・荷が重いです。 ○少子高齢化・独居（戸建て・公住・アパートなど）が進む中でいろいろな連携が難しくなることも予想されます～すべからく町方に振ることになります・・・ →実際に3ヶ月廻りの班長を断る（出来ない）方も・・・ ○いろいろな面で係る時間は大きい、諸説あるがボランティアでは引き受けかねる。 ○実際に役員のなり手がなく、非常に困っている。現行役員10年選手揃い～ここも高齢化！ 町内会になったら「みんなで飛び降りよう！！」が合言葉・・・ ○今年は任期2年の改選年ですが、役員推薦委員会・役員会など会合開催出来ず・・・公区の設立40周年も絡み、現行役員が特例で1年延長で回避！？
7	管内の自治体の殆どは、公区長制度を設けていないと認識しています。私自身は転勤族でしたので、複数の市町村に居住しましたが公区長制度は存在せず、町内会組織しか経験していなかったもので、幕別町に転入した時は公区長制度に違和感を感じていたところでした。しかも非常勤特別職として、公区長報酬が支給されることにも受領にためらいがあり、平成18年公区長に就任以来、金額を公区会計に繰り入れ、公区活動に活用しているところでした。実際のところ、公区長は事実上町内会長であり、今回の改正は実態に合ったものと認識しています。従いまして、公区長制度を廃止し町内会組織に改正することに賛成いたします。また、令和2年度から「公区長報酬」を「公区活動交付金」として支給されますが、これですと公区長の支給と読めますので「公区活動交付金」とするのが妥当ではないでしょうか。
8	今回の公区長制度の問題が公区内に町内会が混在しているとの前提に話が進められている印象があります。公区長制度を廃止して町内会を活性化すれば良いとの意見に聞こえます。公区にしても町内会にしても最近では活動自体の関心が薄く、役員や事業の参加者が少なくなっているのが現状です。私も公区長に指名されてから次期公区長の人選に頭を悩ませているのが現状です。また、今の公区をそのまま町内会には移行出来ないと思います。町内会に移行するなら、もっと細分化しなければならないと思います。こうした状況を解決するのに、公区長を廃止しても問題の解決にはならないと思います。
10	報酬を頂戴しているので、止むを得ずというか痛し痒しです。することが多すぎて公区長になって初めて町内会長との違いを勉強した次第。お粗末でした。私たちの公区は線路で分断されておりますから、行事等大変です。将来において線路南地区を他の公区に含めては？ とすると、線路北はますます過疎になります。お年寄りも多いです（自分も近い将来なります）。問題山積みです。公区入会率50%余せめて70%くらいになればと思いますが現状なんともなりません。

問21 現在の公区長制度等について、ご意見があれば自由に記載してください。(3/8)

No.	記 述 内 容
9	（公区長制度について）特別職非常勤職員の任用の厳格化が図られ公区長が特別職として任用することは適当ではないということで地方公務員法の改正が行われた旨、先の地区別公区長会議で説明されたところです。その昔、「部落」と呼ばれ、同和問題もあって、これに代わって「区」と呼ばれるようになり、その「長」が「区長」となったのかな～というくらいが私の認識です。「区長」が「公区長」と呼ばれるようになった経緯はよくわからないのですが、「公区長」が特別職非常勤職員として扱われたときから、ボタンの掛け違いが起きたものと考えるところです。単純に公の仕事を行っているから「区長」ではなく「公区長」なんだという話も住民感情的に考えると解らない訳でもないですが、町としては特別職非常勤職員という整理の仕方がまずかったからです。現在、113の行政区があるとのことですが、社会環境の変化に対応した地区再編も進んでいないようです。又、公区長手当も特別職非常勤職員としての「公区長」でなければ、「公区長報酬」の支給は如何なものかと言われるのも理解できることです。「公区長報酬」相当額を「公区長活動交付金」として取扱うこととしていますが、根本的な解決策とは言えないと考えます。町から区長に業務を委託するなら、区長との業務委託契約により委託費という考え方もありますが、ここには、もっと違う問題があると考えます。区（自治会）の抱える事情があるからです。自治会活動が低迷し「公区長報酬」があるから仕方がなく引き受けるものの、なければだれも引き受けてがないからです。裏を返せば自治会活動を引っ張っていく自治会長がいないということにもなります。113の行政区は多すぎます。農協・商工会とも連携しながら町がリーダーシップを取って地区再編を進め、区の適正化により自治会活動や区長会議を活性化する。これが、今、町に求められていることではないかと考えています。
11	・（町広報紙の配布）各班長に直接届けてはいかがか。または、支所等に必要な者がもらいに行く。 ・（町からの周知文書等の回覧）議会だより、社協だより、広報の紹介（A4一枚程度）を回覧してはどうでしょう ・（その他）4月以降は町職員ではないので、町と自治会を法的にどのような根拠で結びつけるか不安です。「公区長」が条例からなくなるのですか？ ・（その他）学校関係の「便り」等は不要。読まれていません。「なぜ公区に届くのか？」との問いも出ています。 ・危機管理が最も負担。消防車・救急車の音で目が覚めて、ゆっくり眠れません。ブラックアイスバーン、停電（冬季）、特にコロナウイルスで避難場所が設営できないかも知れぬと不安。 ・（配布作業に時間がかかる）広報・議会だより、社協だよりその他を熟読した上で必要な情報を公区だよりにて紹介しています。熟読し公区だより作成に1週間をいただけるとありがたい。 ・（広報の配布）「町の予算で」または「町職員が」配布するべき。または、班長に直接届ける。 ・「公区長制度」を説明して下さい。条例で行政区の代表を公区長とすることは存じています。公区長制度の条文は読んでいません。明らかにしてから問い直してください。いずれにしても、4/1から新しくスタートするので、4/1には町の方針が出されなければ「まる投げ」ですよ。 ・コロナウイルス関連で安全な避難場所を明日にでも発表すべきです。地震は予告なしです。
12	地域の困りごとに親身に相談してもらえる役場体制になっていると思うので、今の公区長会議は必要だと思いますが、全体の会議と地域別に開いているのは良いことだと思います。住民が公区の必要性を費用に見合った要求をするのは誤りだと思うので、なぜ地域に必要なのがわかりやすくしたら良いと思います。又、公区の役割について、何をすべきか話し合っていく事だと思います。私もまだ良くわかっていない事がありますが、他の公区の情報で知ることもよくあります。この町の住人で良かったと思えるよう役場と地域を知る公区との連携が大事だと思います。
13	存続させるべきだと思います。

問21 現在の公区長制度等について、ご意見があれば自由に記載してください。(4/8)

No.	記 述 内 容
14	・非常勤特別職の公区長の時も町から委嘱状も交付されておらず、令和2年度から私人の公区長となり、町のもとで働くという身分なのか疑問です。もちろん報酬をもらうということにも抵抗があります。 ・所管事務から、「依頼される」事務が主な公務？となるが、私人となると、責任や権限があいまいになるのではないかと思います。依頼されたものを断ることも可能になるのではないかと考えます。
15	公区長報酬の見直しについて、昨年11月の地域別公区長会議では「現行の運営交付金に加算して交付する」と説明していたものが、今回の「公区長報酬の取扱い」文書(令和2年3月5日付)では「公区長活動交付金は運営交付金とは別々に通知の上、交付します。」と微妙に変わってきている。各公区ともこの問題の取扱いに大変苦慮している中、説明が微妙に変わったり、最終的な取扱いを各公区に委ねるといった曖昧な対応に大変困惑しており、明確な対応を望む。
16	1 現公区長制度をかえりみて それは、時代の反映と先人の知恵と流汗を刻み、幾多の変遷を経て今に至ります。その間、公区長は、行政区(公区)機能と住民の意思による町内会機能とを車の車輪の如く融合し、調和ある組織体として公区を営んできました。この実像は、幕別町独自の地域住民文化(精神風土)として、実感を誇りとします。 2 公区長制度と町主催地域防災訓練(5ヵ年計画終了)を重ねて 本町が提唱する協働のまちづくりは、行政と公区(住民)との連携と相互補完のはたらきを基盤とします。その顕著なものに、町主催地域防災訓練があります。行政(公助)と公区(自助共助)が連携一体化した防災訓練は、公区長制度だから可能な防災文化であります。 3 最近、報道紙面にみる公区長制度に関する動向に想う この問題の背景は巷間の風聞によると、その発端は某公区の一部の住民が公区との不協和音を肥大化させ、短絡的な物議をかもししていると推察されます。また、法改正による公区長身分の「私人化」は、法令上の立場の相違であり公区代表者としての責務や役割、機能の実質性は不変のものと理解します。 4 行政区制度の見直しと地域社会(コミュニティ)の創生確保を これからの行政と公区は、協働(連携と補完)して超高齢化時代に対応する地域社会(コミュニティ)の創生確保とその成熟化が一層求められています。一例として、行政主導により、避難所単位の公区連携防災組織を導入して、発災に即応して災害弱者を救援する、自主連携防災力の確保が重要であります。 5 おわりに 行政区制度の見直し改革に際し、後顧の憂いがないご高配を願いたします。
17	私は町内会、公区、共に問題はないと思います。(活動するまで)
18	町主催・札幌地区・公区会などと公区長会の種類が多すぎる。それぞれに会長・会計などを要するので、季節によっては会議だけで多忙になる。町主催の場合、平日の日中開催となり、実質的に会社勤務の人には無理がある。
19	社会環境も変わり、冠婚葬祭等の関わりも少なくなっているため、町内会等に入らなくとも困らない様になってきた。面倒なことには関わらない方が良いという感じである。住民の高齢化も一因であるが、上記のこともあり、役員の選出もままならず、大半の役員は留年してきているのが実態であり、町内会の運営にも課題がある。公区長にあたっては、町内会長が担っているのが実態であるため、町内会未加入者にまで対応するのは荷が重く、町内会加入者の反発もある。町内会自体が維持する事が難しくなっていると思うので、今後の制度を考えるうへは検討を要すると思う。

問21 現在の公区長制度等について、ご意見があれば自由に記載してください。(5/8)

No.	記 述 内 容
20	今後は公区から町内会に名義変更することが望ましいと思います。
21	・公区長制度自体は否定しませんが、いずれにしる(町内会)役員のなり手が不足し、役員等になられた方が、仕事を持っていて、従事する事がむずかしく、現公区長が公区内の告知・周知・確認・都度の告知案内・書類等の作成等が全て公区長が行っている。大変時間と負担が大きすぎる。公区にしても、町内会にしても、住民がほぼ満足するには現体系では負担が大きい。 ・防災の組織を作りたいが、住民自体が危機意識がまだまだ不足していて、自助・共助の意識向上を図ってほしい。
22	公区への業務が過剰すぎると感じる。実質的には加入者からの苦情窓口となっているため、ストレスがたまる仕事であり、他の方をお願いするが気の毒と思い、同じ職務を長年継続してしまう。公区の仕事は、楽しく実施できる仕事と防災関係に特化した方が良いと思う。特に環境問題では、ゴミ問題やペット問題で担当者はつらい思いをしている。役場に担当者から相談してもレスポンスが良いとは言えない状況であった。公区長に関しては、現役世代でも担当できる環境が必要だと思う。会議を平日昼間開催では現役世代はそもそも参加できない。抜本的に見直さなければ、将来的に公区が崩壊していく可能性がある。
23	幕別町民になって10年目を迎えています。ある年の町内会総会で、会長がなかなか決まらずに3時間が経過、私の名前が挙がり、総会が終わりそうもないので、止む無く会長職を引き受けて4年が過ぎました。当時、町内会長は公区長を兼ねることや公区長の存在も知りませんでした。さらに近隣センター運営委員(ローテーションで委員長)も兼ねることも知りませんでした。毎日の仕事をしながらさらに、他の様々な団体の役職を抱えながらの町内会長(公区長)はかなりの負担になっていますが、仕方ありません。一番の悩みは、町内会役員を引き受けてくれる人がなかなかいないことです。町内会役員として、ローテーションで必ず役を経験するなど、対策を検討していこうと考えています。
24	・社会構造の変化の中で、共働き家庭が増えており、時間に余裕のある人は高齢者に限られてきて、活力が失われてきている。 ・当公区の場合、加入率が50%以下であり、役員のなり手も限られている。 ・地域の意見の集約を求められても町内会の意見は集約できるが、それが果たして、地域の意見となり得るのか疑問。意見集約は個々のアンケート調査としてほしい。
25	問16以降の質問については、町内会として意見集約することが出来ませんので(全ての会合を自粛しているため)公区長として回答することが出来ません。実態のみについて回答させていただきます。
26	町内会から選出された私人である会長に対して行政がどの程度関わるができるのか、その基準のようなもの(考え方)を整理し明示してほしい。
27	行政区の長たる公区長と町内会長を兼務しているため、責任・活動が大変なので、公区長の2年交代になっているが担い手がない。組織を小さくし、町内活動にしてみっとコミュニケーションがとれるようにしている。

問21 現在の公区長制度等について、ご意見があれば自由に記載してください。(6/8)

No.	記 述 内 容
28	公区長は退職した方で時間の余裕があり、なおかつ、事務能力のある方が適任だと思いますが、そういう方がやっていただけるとは限りません。私は仕事を持ちながら2年間公区長として活躍してきましたが、感想を述べたいと思います。 1 公区長としての負担 (1)月に一度の広報誌の配布 広報誌の配布 全戸配布のものをまとめ、班ごとに分類し班ごとに配布するとして、平均して、分類で1時間以上、配布でも30分以上かかります。トータルで3時間程度かかります。 (2)文書の制作 様々な文書の配布がございます。助成交付金の申請等は、私であれば、幕別町のホームページからダウンロードして申請はできますが、高齢の公区長がダウンロードして写真をつけてとなるとどれだけの人が利用できるか疑問です。写真の添付不要、役場の方で写真を撮ってもらい、役場のほうでお手伝いや補助をまたは、かわりに作成するなどしてくださると助かります。今回の実態調査6ページにある、事務マニュアルの作成や運営の手引きの作成等要請があれば、職員が補助やアドバイス、お手伝いで負担感を軽減していくことで、公区長のハードルを下げていくことをやってほしい。 (3)近隣センター運営委員会 公区長となると近隣センター運営委員会の委員になります。こちらの活動もあります。
29	・町内会長と公区長はその立場に大きな違いがある。あいまいなまま、適用され活用されている。 ・制度の変更により、公区長への報酬が無くなるのは構わないが、そうなれば公区長への委嘱等明確に手続き(毎年)するべき。受ける、受けないは各町内会の判断であろう。 ・私たちの公区は「町内会」として発足後、戸数の増加により、第1と第2に分離したものであり、スタートは町内会であり、その後名称を公区にただけのものと考えている。
30	・公区内、入・退転居者の情報提供及び役場での声掛け等を検討いただきたい。-知らない内にいなくなって、知らない内に新しい方が住んでいるなんてことがあります。声掛け例としては転入届を役場に提出時、現公区長の紹介など。 ・公区長会議の日程、時間を検討いただきたい。-平日の昼間に実施していますが、普通に仕事をしている方の出席が難しいと思います。 ・初めての公区長を務めるので勝手がわかりませんが、集まり、提出物依頼等少し多く感じました。私事ではありますが、仕事をしながらの公区役員活動なので軽減できるのであればありがたいと思いました。 ・今回のアンケートの主旨だと思いますが、公区活動の簡素化ができるようにご検討をお願いします。暁北公区でも役員の成り手に苦慮しています。私の班で役員決めを行った際は仕事のボリュームがある公区長、総務部長、会計がなかなか決まらず、何回も集まる時間が勿体ない事から、お恥ずかしい話ですがくじ引きで決めました。
31	公区長の役割として町行政とのパイプ役、災害時の対応等あるが、昔は、公区内の葬儀の為との認識が大きかったが、近年は、ベルコ等の充実等があり、各々の家に対応することが多くなっていると思われます。公区それぞれではと思いますが高齢者が大半を占める公区は、公区長も高齢層となっているが80歳の方にもお願いも出来ず60代で対応となるが現状ではまた業務に携わる人が殆どで町主催の会議等への出席対応は、身体的に大変である状況であることを考慮願いたい。また、近年は若年層の無関心が多くなっていることも事実で、仕事以外の行事に関心がなく、苦勞が多い(例:役が当たるなら公区から脱退する等)。

問21 現在の公区長制度等について、ご意見があれば自由に記載してください。(7/8)

No.	記 述 内 容
32	公区長制度はよろしいと思います。私たちの公区でいいますと、公区長のなり手がおりません。公区の半分は高齢者、後は学校関係者でしめています。後十年もすればどうなるか目に見えてきます。
33	当区に於いても、高齢世帯が増加しております。今後若い世代世帯も増加させないと、現公区並びにコミュニティ維持が難しいと思います。公区長が私人となった場合も、地区代表が行政との窓口となる位置付けを条例に織り込んで頂くことにより、地区での求心力が保たれることも重要。
34	私人となる公区長に報酬を支払うことは問題だ、一方行政区制度が時代に合わないとの住民意見があるとのことですが、町内会・自治会・行政区はいずれも、住民相互の自治組織の名称であり、基本的には同様の組織として考えられている訳で、公区・町内会等々の議論は如何なものか？ 私人に対する報酬が問題ならば、報酬の名称を検討すれば良いのではないかと。また、公区等において自主的に取り組まれている環境保全や美化活動、防犯、防災活動、福祉活動などについては、住民自治の活動であり町としても推進するべきものであるため、これらの活動を交付金の対象として側面から支援することだと思えます。地域の人間関係が希薄になりつつあることは、防犯や防災面で問題があるとの指摘があります。さらに、少子高齢社会の進展など現在の社会情勢を踏まえると、コミュニティ活動の活性化や住民自治の振興はますます重要になってきています。従って、現在の公区制度は重要であると言えます。
35	現在の公区長制度に満足している。というより長年こういう形で来っていたので、これが当たり前だと思っていた。公区の運営も区費と町から助成されている運営交付金と公区長報酬で何とかできている。この度の地公法の改正で非常勤特別職の枠が限定され、公区長は私人となり、今後は町内会制度を研究していくという説明を受けた。さらに今回のアンケートも「町内会」という表現をしているので非常に不安をおぼえている。「区費が高い」という声もあり、値下げを考えていた矢先である。当分の間は、町から運営交付金と区長活動交付金をいただけるとのことだが、町内会になることによって打ち切られでもしたら、まず、社協や日赤の会費、共募等の募金類、寄付金などはいち早く、公区からの支出を止めることにもなり、公区活動も止まってしまうことになりかねない。最後に極端な意見になるかもしれないが、今は葬儀も業者が行う、車でどこへでも行け、隣近所の付き合いも必要ない、情報もインターネットが普及し、各戸に防災無線個別受信機も整備される。かつて婦人会や青年会などの社会教育団体や福祉団体がそうだったように、もう公区や町内会の時代ではないのではないかと思ってしまう。
36	私たちの公区の公区長は輪番制で、1年任期でやらせて頂いています。公区活動には、13世帯が参加しておりますが、公区長を担ってくれる人はその中の10名という現状です。他公区では2年任期がほとんど聞いておりますが、私たちの場合は、2年続けてというのはきついという声がとても多い状態です。それで、1年任期でやらせて頂いています。ですが、1年任期での輪番制は、2年任期とした場合に比べて、良い面もあるように思います。それはどのメンバーも「10年に1回は公区長の役が回ってくる」ということをいつも意識に持っているため、他のメンバーが公区長をしている時でも、公区におけるいろいろな活動を「他人事」と遠くから眺めることなく、いつも身近なものとして関わろうとする気持ちを強く持っている、という点であるように思います。

行政区内における実態調査
調 査 用 紙

行政区内における活動実態調査

回答者: 公区長

〇公区長について

問1 公区長の選出方法についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに〇をつけてください。

- 1 互選
- 2 選考委員会による選考
- 3 輪番制(当番制)
- 4 その他()

問2 公区長の任期についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに〇をつけてください。

- 1 1年
- 2 2年
- 3 その他(年)
- 4 決まっていない

問3 公区長報酬の使途についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの全てに〇をつけてください。

- 1 町内会会計に全額繰入
- 2 町内会会計に一部繰入(概ね 割)
- 3 個人の報酬とし町内会における行事等に公区長個人として支出(年間支出額 円)
- 4 その他()

問4 公区長の業務として負担になっていることについてお尋ねします。次の中から、最もあてはまるもの1つに〇をつけてください。

- 1 地域要望の取りまとめ
- 2 町広報紙の配布
- 3 町からの周知文書等の回覧
- 4 町からの調査等への報告
- 5 町主催会議への出席
- 6 町主催行事への出席
- 7 その他

()幕 住 生 第 232 号
令和 2 年 3 月 5 日

公区長各位

幕別町長 飯 田 晴



行政区内における活動実態調査について(依頼)

日頃から町行政の推進に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在町内には113の行政区があり、各行政区を単位として、町内会が組織され地域活動が行われており、地域コミュニティのみならず本町におけるまちづくりの中核を担っていただいています。

町では、現在の各行政区における地域活動の実態を把握し、今後の地域コミュニティの維持及び活性化策を検討するための基礎資料とするため、標記実態調査を次のとおり実施しますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本調査に不明な点がございましたら担当までお問い合わせ願います。

記

1 送付書類

- (1) 行政区内における活動実態調査について(別紙1)
- (2) 返送用封筒

2 回答期限 令和2年3月19日(木)

3 提出方法 同封の返送用封筒(切手は不要)により提出願います。

4 記入の留意事項

- (1) 本調査は3月1日付で実施させていただきますので、既に公区長の変更があった場合においても回答にご協力をお願いします。
- (2) 調査票の間11により総会議案書を作成している町内会、及び間12により規約を定めている町内会は、それぞれ1部ご提供をお願いします。(令和元年中に提出済みの町内会は提出不要です。)

住民福祉部住民生活課住民活動支援係 TEL 0155-54-6602
 忠類総合支所地域振興課地域振興係 TEL 01558-8-2111(内線23)

○町広報紙について

問5 広報紙の配布はどなたが行っていますか。次の中から、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 公区長
- 2 町内会役員（役職名： ）
- 3 各班長
- 4 その他（ ）

問6 広報紙の配布作業において、次の中から、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 配布作業が身体的につらい
 - 2 配布作業に時間がかかる
 - 3 配布先の把握が大変
 - 4 困っていることはない
 - 5 その他（ ）
- 問7へ進む。
- …問8へ進む。

（問6で1～3を選択した方のみ）

問7 今後、広報紙の配布についてどうすべきと考えますか。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 現行どおり、公区長経由の配布でよい
- 2 町で配布すべき
- 3 その他（ ）

○町内会について

※町内会…名称を問わず、地域内の活動に賛同する住民で構成し、コミュニティ活動を行う自治組織。行政区（以下「公区」という。）が自治組織となっている場合を含む。

問8 あなたの公区に町内会はありますか。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 ある …問9へ進む。
- 2 ない …問10へ進む。

（問8で1を選択した方のみ）

問9 町内会の代表（以下「町内会長」という。）についてお尋ねします。町内会長と公区長は同じ方が兼ねていますか。

- 1 兼ねている
- 2 兼ねていない

問10 総会の開催についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 毎年開催している
- 2 毎年ではないが開催している（ 年に1回程度開催 ）
- 3 開催していない

問11 総会議案の作成についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 作成している ※1に○の場合は直近の総会議案の提出をお願いします。
- 2 作成していない

問12 規約の定めについてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 定めている（規約名称： ） ※1に○の場合は規約の提出をお願いします。
- 2 定めていない

問13 会費の徴収についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 徴収している（月額 円、年額 円）
- 2 徴収していない

問14 役員の報酬についてお尋ねします。次の中から、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 あり

（役職名：町内会長	報酬年額	円）
（役職名：副町内会長	報酬年額	円）
（役職名：総務部長	報酬年額	円）
以下、必要に応じて記入願います。		
（役職名：	報酬年額	円）
（役職名：	報酬年額	円）
（役職名：	報酬年額	円）
（役職名：	報酬年額	円）
（役職名：	報酬年額	円）
（役職名：	報酬年額	円）
- 2 なし

3/7ページ

次ページに続きます

2/7ページ

次ページに続きます

問15 町内会で実施している事業についてお尋ねします。実施している事業全てに○をつけてください。
また、年間実施回数についても教えてください。

実 施 事 業 名	年間実施回数
1 総会	年 回
2 役員会	年 回
3 広報の発行	年 回
4 集団資源回収活動	年 回
5 研修会・講習会の開催	年 回
6 町内会加入勧誘	年 回
7 地域内除雪活動	年 回
8 地域内清掃活動	年 回
9 地域内花壇整備(公園、道路植樹ます等)	年 回
10 敬老行事・高齢者サークル活動・地域サロン等	年 回
11 こども会活動	年 回
12 女性部活動	年 回
13 スポーツ活動	年 回
14 地域内親睦行事(盆踊り、野遊会等)	年 回
15 研修旅行	年 回
16 防犯パトロール	年 回
17 見守り活動	年 回
18 交通安全啓発	年 回
19 防災訓練	年 回
20 その他 (事業名を記載してください)	年 回

問16 町内会の規模(加入戸数)についてお尋ねします。町内会活動を行う上で現在の町内会の規模は
適正だと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 適正である

2 多すぎる(分割が必要)と考えている

3 少なすぎる(合併が必要)と考えている

}

問17へ進む。

(問16で 2.3を選択した方のみ)

問17 町内会の規模(加入戸数)はどのくらいが適正と思いますか。

 戸が適正と思う

4/7ページ
次 ページ に 続 き ます

問18 町内会の必要性についてお尋ねします。町内会はどの目的で必要だと思いますか。
次のそれぞれの項目について、最も近いもの1つに○をつけてください。

項 目	必要と思う	どちらかといえ ば必要と思う	どちらかといえ ば必要と思わ ない	必要と思わない
地域内の活性化				
地域内住民のコミュニケーション				
世代間の繋がり、助け合い				
地域課題の解決				
地域の安全確保・防犯				
地域内の見守り				
地域内の環境保持				
地域内の歴史・伝統の継承				
防災機能、災害時の共助活動				
広報等による地域内の情報共有・情報入手				
その他(自由に記載してください)				

問19 町内会における課題についてお尋ねします。
次のそれぞれの項目について、最も近いもの1つに○をつけてください。

項 目	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わな い	そう思わない
町内会活動に関心がない、少ない				
町内会の加入者が少ない				
役員の担い手がいらない、少ない				
活動の担い手がいらない、少ない				
事務処理ができる人がいない、少ない				
活動の経験者がいらない、少ない				
事業の参加者が少ない				
特定の人しか事業に参加しない				
活動や会議をする場所が少ない				
予算が不足している				
事業内容がマンネリ化している				
事務処理等のノウハウ(マニュアル)が 不足している				
世代間の交流が上手く回っていない				
新たな住民との交流が図りにくい				
個人情報の取扱いに苦慮している				
その他(自由に記載してください)				

5/7ページ
次 ページ に 続 き ます

問20 町内会における課題解決のための取組の必要性についてお尋ねします。
次のそれぞれの項目について、**最も近いもの1つに○をつけてください。**

項 目	必要と思う	どちらかとい え必要と思 う	どちらかといえ ば必要と思わ ない	必要と思わない
転入者への加入案内				
未加入世帯への加入案内(チラシ)の配布				
未加入世帯への訪問加入勧奨				
アパートのオーナー、管理会社に加入促進への協力依頼				
親睦的事業によりコミュニケーションを図る機会の確保				
若年層や団塊の世代の意欲ある人材を発掘				
高齢者や若い人が参加しやすい活動を実施				
地域内での情報、連絡、口コミなどを基に人材を探す				
後継者を育成する				
未加入世帯に町内会広報を回覧し、活動を広報する				
地域内事業への参加を呼びかける				
地域サロン、サークル活動などの充実				
組織の簡素化、近隣町内会との連携、共同開催				
事務マニュアルの作成など運営の手引きを作成し、負担感を軽減する				
その他(自由に記載してください)				

問21 現在の公区長制度等について、ご意見があれば自由に記載してください。



行政区内における実態調査

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に 「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い
区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、
自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧
などの備えが十分にある場合は自宅に留まり
安全確保をすることも可能です。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマン
ション等の上層階に住んでいる場合は自宅に
留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所**に避難しま
しょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

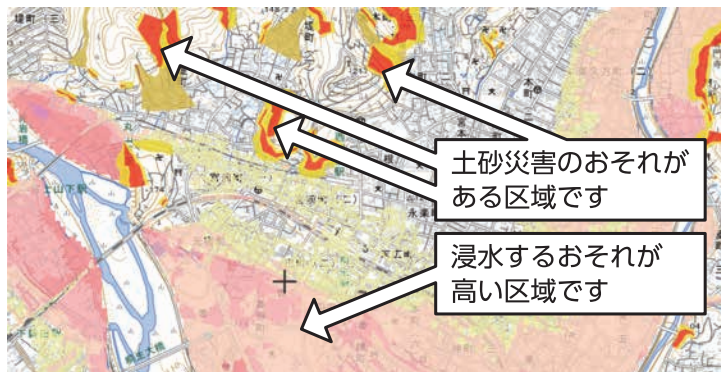
いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所**に避難しま
しょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡 例

水 害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土 砂 災 害 警 戒 区 域：■
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：■
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



ハザードマップポータルサイト

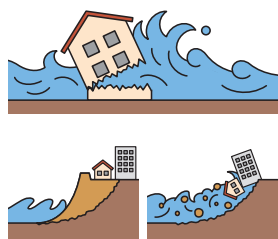
検 索

ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重なるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



**「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません**



**避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう**

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。
普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

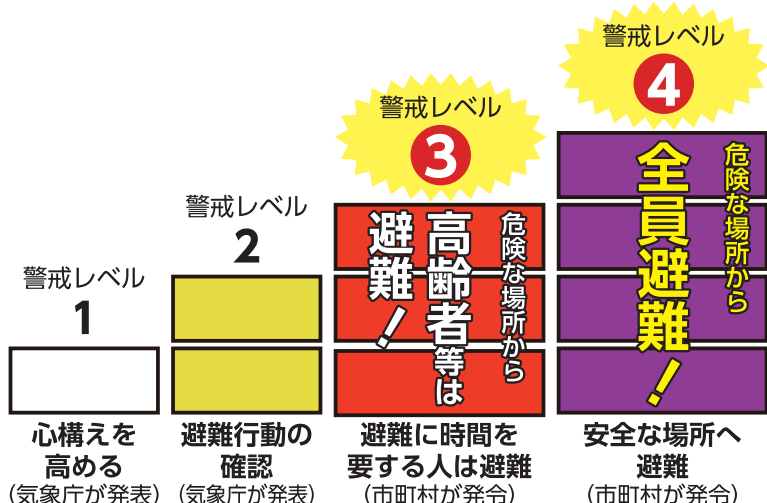


避難とは**難を避けること**、つまり**安全を確保すること**です。
安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。



危険な場所から**警戒レベル3**で〈高齢者などは避難〉、
警戒レベル4で〈**全員避難**※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。



警戒レベル5 はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5 災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。



豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。



警戒レベル4 には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4 避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

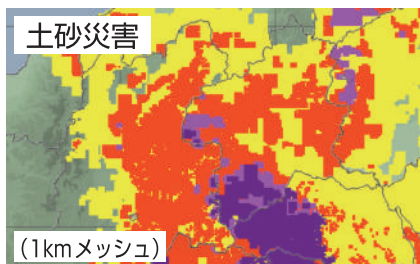
■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報※が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

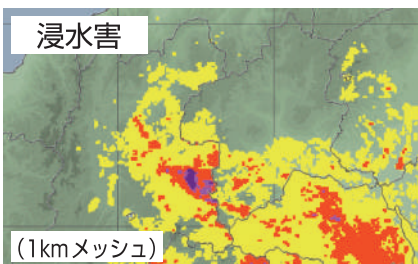
住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

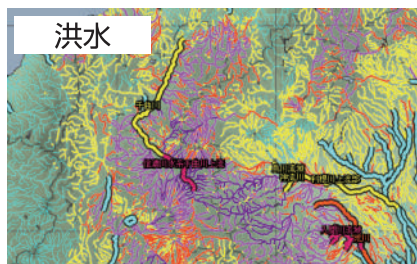
検索



紫：崖・溪流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報
1	最新情報に注意	早期注意情報

防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5相当	氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害)
4相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2相当	氾濫注意情報 ——
1相当	—— ——

※「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

幕別町地域敬老行事開催奨励金 申請の手引

幕別町住民福祉部保健課

【問合せ先】

住民福祉部保健課高齢者支援係

〒089-0692 幕別町本町130番地1

電話 0155-54-3812

FAX 0155-54-3839

目 次

奨励金について	1 ～ 2
Q & A	3 ～ 4
申請書記入例	5 ～ 6
幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱	7 ～ 10
住民基本台帳閲覧申出書	11

敬老行事の地域開催に対して支援します

～地域敬老行事開催奨励金制度～

多年にわたり地域社会の発展のために力を尽くされた高齢者の方々の長寿を祝い、広く敬老の思想を普及し、高齢者の生きがいと健康を高める機会とするため、それぞれの地域で世代間の交流や連帯の中で開催される敬老行事の開催に対し、奨励金を交付します。

◆奨励金の対象となる高齢者

幕別町に居住する 77 歳以上の方

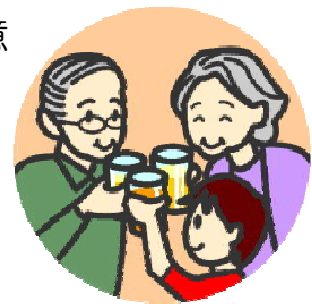
（敬老行事の開催時に 76 歳の方でも、年度末の 3 月 31 日現在で年齢満 77 歳の方は対象です。）

※令和 2 年度は、「昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方」が対象です。

◆敬老行事とは

行政区内に住む高齢者の全員に案内し、敬老の意を表するために一つの会場にて催される行事です。

開催の時期は問いませんし、既存の町内会行事にあわせて開催しても構いません。



※令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、敬老行事を開催することができない場合に限り、記念品等の贈呈だけであっても、奨励金の対象といたします。

【既存の町内会行事の例】

花見、夏まつり、観楓会、新年会や町内会総会など

◆奨励金の額

行政区内の 77 歳以上の方全員について、一人あたり 1,000 円を奨励金の額とします。（行事に欠席した場合も奨励金の交付対象です。）

この奨励金は同じ年度内に一人につき一回限り対象（住所を異動していない介護福祉施設等の入居者や、年度内に町内で転居された方などはこの限りではありません。）とし、また、同じ地域を対象として2回以上申請することはできません。

◆奨励金の申請方法

- ① 敬老行事を開催した日（親睦旅行など 2 日以上の日程をかけて開催する場合などはその最終日）から 14 日以内に、申請書に対象者名簿などの必要書類を添えて申請してください。
- ② 添付する名簿は、公区などで独自に作成したものでも構いませんが、氏名と生年月日が記載されたものにしてください。
- ③ 対象者にお知らせした文書などがあれば、その写しも添付してください。
- ④ 敬老行事の内容の確認のため、催しの様子がわかる写真を 2 枚程度添付してください。
- ⑤ 複数の町内会などが共同で開催する場合、代表者名で申請してください。

◆奨励金の決定・交付

出席者の数および対象者であるかどうかを確認し、奨励金の金額を決定します。（奨励金の対象者は、幕別町に住所を有し、その年度末現在で年齢が満 77 歳以上の方となります。ただし、幕別町に住所を有しないが、町内の行政区活動に参加している方やなども対象者になり得ますので、ご相談ください。）

受領の方法は希望により指定の口座に振り込むか、窓口で現金受取かを選択できます。

◆Q & A

Q1 対象者に記念品を配る場合は対象となるか？

A1 一つの会場に集まらずに記念品を配るだけの場合は対象にはなりません。

敬老行事を開催したうえで、欠席者を含めてお祝いの品を配る場合はもちろん対象となりますし、より望ましいことと考えています。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、敬老行事を開催することができない場合に限り、記念品等を贈呈するだけでも対象となります。

記念品等の贈呈のみを実施した場合は、敬老行事を開催することができなかった理由を交付申請書の開催行事の名称欄に記載し、記念品等の写真を添付して申請をしてください。

Q2 町内会で開催するときに77歳以上に限定しなくてもよいのか？

A2 対象者を拡大していただく分には構いませんが、奨励金の対象は77歳以上の方に限ります。

例えば80歳以上と対象者を縮小したり、米寿の方などの特定の年齢の方のみ対象とする場合は奨励金の対象とする行事にはなりません。

Q3 老人クラブの会員を対象として敬老会を行なっているが対象となるか？

A3 あくまで行政区内の 77 歳以上の高齢者全員を対象とすることを想定していますので、案内が行政区内の一部の方だけになる場合は、対象となりません。

Q4 毎年、町内会の祭りに高齢者を招待しているが、敬老行事として扱うことは？

A4 77 歳以上の方全員に案内しており、敬老のために開催されるものであれば対象です。

Q5 いくつかの町内会で共同開催したいが、申請はどうすればよいか？

A5 敬老行事を開催するための代表者を決めていただき、その代表者名で申請してください。

ただし、対象者の名簿は町内会ごとに作成してください。

申請書記入例

様式第1号（第4条関係）

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付申請書

令和〇〇年〇月〇〇日

幕別町長 飯田 晴義 様

団体名 〇〇〇公区(町内会)
 (〇〇地域敬老会実行委員会 など)
 代表者氏名 〇〇 〇〇〇 印
 住所 幕別町〇〇町〇〇〇番地
 電話番号 0155-〇〇-〇〇〇〇

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱第4条の規定により、地域敬老行事開催奨励金を受けたいので、次のとおり申請します。

奨励金申請額 ※別紙対象者名簿に記載した高齢者の数×1,000円	35,000 円
開催日	令和 年 9月 25日
開催場所（会場名）	〇〇町近隣センター
開催行事の名称	〇〇公区(町内会)敬老会 (新年会、花見会など)

○奨励金の受領方法（希望の方法に○を付けてください。）

1 次の場所にて現金で受領します。 (下記ア～エのいずれかにも○を付けてください。)			
ア 役場会計課		イ 忠類総合支所住民課	
ウ 札内支所		エ 糠内出張所	
2 次の口座に振込んでください。 (指定の口座の内容について下記ご記入ください。)			
金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
種別	☒ 1 普通 2 当座 ☐ 3 その他 ()	口座番号	0 0 1 2 3 4 5
(フリガナ)	〇〇〇コウク カイケイ 〇〇 〇〇〇 〇〇〇公区(町内会) 会計 〇〇 〇〇〇		

口座名義のフリガナは正確に記載してください。

地域敬老行事開催奨励金対象者名簿（〇〇〇公区(町内会)）

	氏 名	生 年 月 日		氏 名	生 年 月 日
1	幕別 太郎	大正〇年〇月〇日	26		年 月 日
2	忠類 花子	昭和〇年〇月〇日	27	複数の公区等により共催となる場合は、それぞれの公区ごとに名簿を作成してください。	
3	札内 一郎	昭和〇年〇月〇日	28		
4		年 月 日	29		
5	敬老行事の対象とした方のうち、77歳以上の方を記載してください。 年度末までに誕生日を迎える76歳の方も対象になります。 ※令和2年度は、「昭和19年4月1日以前に生まれた方」が対象です。				月 日
6					
7	対象者の「氏名」と「生年月日」が記載されたものであれば、公区等で独自にお使いになっている名簿を代わりに添付しても構いません。				月 日
8					
9		年 月 日	34		年 月 日
10		年 月 日	35		年 月 日
11		年 月 日	36		年 月 日
12		年 月 日	37		年 月 日
13		年 月 日	38		年 月 日
14		年 月 日	39		年 月 日
15		年 月 日	40		年 月 日
16		年 月 日	41		年 月 日
17		年 月 日	42		年 月 日
18		年 月 日	43		年 月 日
19		年 月 日	44		年 月 日
20		年 月 日	45		年 月 日
21		年 月 日	46		年 月 日
22		年 月 日	47		年 月 日
23		年 月 日	48		年 月 日
24		年 月 日	49		年 月 日
25		年 月 日	50		年 月 日

※この名簿の代わりに、独自にお使いの名簿を添付いただいても結構です。

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長年にわたって地域社会の発展に貢献された方々の長寿を祝うとともに敬老思想の高揚を図り、地域における支え合い活動を促進するため、その地域における敬老行事に対し地域敬老行事開催奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することを目的とする。

(対象事業)

第2条 奨励金の交付の対象となる事業(以下「敬老行事」という。)は、行政区等が同一の会場に高齢者(幕別町に住所を有する者で、奨励金の交付を受けようとする年度の末日現在で年齢満77歳以上のものをいう。以下同じ。)を招待して開催する敬老のための催しとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が適当と認めるものについては、敬老行事とみなして奨励金を交付することができる。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、敬老行事の対象となる高齢者の数に1,000円を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、奨励金の額を算定する基礎となる高齢者の数は、当該高齢者1人につき1年に1回限りとする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする行政区等(以下「事業実施者」という。)は、敬老行事を開催したときは、開催日後14日以内に、幕別町地域敬老行事開催奨励金交付申請書(様式第1号)及び対象者名簿(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、奨励金の交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項により奨励金の交付を決定したときは、幕別町地域敬老行事開催奨励金交付決定通知書(様式第3号)により事業実施者に通知するものとする。

(交付決定等の取消し)

第6条 事業実施者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受け、又は奨励金の交付を受けた場合は、町長は、当該不正のあった奨励金の交付に係る決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の影響により敬老行事を開催することができなかった場合の特例)

2 令和2年度に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、敬老行事を開催することができなかった場合において、当該敬老行事の対象となる高齢者に記念品等を贈呈したときは、敬老行事とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

団体名
代表者氏名 印
住所
電話番号

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱第4条の規定により、地域敬老行事開催奨励金を受けたいので、次のとおり申請します。

奨励金申請額 ※別紙対象者名簿に記載した高齢者の数×1,000円	円
開催日	年 月 日
開催場所（会場名）	
開催行事の名称	

○奨励金の受領方法（希望の方法に○を付けてください。）

1 次の場所にて現金で受領します。 (下記ア～エのいずれかにも○を付けてください。)			
ア 役場会計課		イ 忠類総合支所住民課	
ウ 札内支所		エ 糠内出張所	
2 次の口座に振込んでください。 (指定の口座の内容について下記ご記入ください。)			
金融機関名		支 店 名	
種 別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義			

※開催状況の写真を添付願います。

様式第2号（第4条関係）

地域敬老行事開催奨励金対象者名簿

	氏 名	生 年 月 日		氏 名	生 年 月 日
1		年 月 日	26		年 月 日
2		年 月 日	27		年 月 日
3		年 月 日	28		年 月 日
4		年 月 日	29		年 月 日
5		年 月 日	30		年 月 日
6		年 月 日	31		年 月 日
7		年 月 日	32		年 月 日
8		年 月 日	33		年 月 日
9		年 月 日	34		年 月 日
10		年 月 日	35		年 月 日
11		年 月 日	36		年 月 日
12		年 月 日	37		年 月 日
13		年 月 日	38		年 月 日
14		年 月 日	39		年 月 日
15		年 月 日	40		年 月 日
16		年 月 日	41		年 月 日
17		年 月 日	42		年 月 日
18		年 月 日	43		年 月 日
19		年 月 日	44		年 月 日
20		年 月 日	45		年 月 日
21		年 月 日	46		年 月 日
22		年 月 日	47		年 月 日
23		年 月 日	48		年 月 日
24		年 月 日	49		年 月 日
25		年 月 日	50		年 月 日

※この名簿の代わりに、独自にお使いの名簿を添付いただいても結構です。

様式第3号（第5条関係）

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付決定通知書

年 月 日

様

幕別町長

年 月 日付けで申請のあった幕別町地域敬老行事開催奨励金について、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額	円
交付予定日	年 月 日
交付方法	

住民基本台帳閲覧申出書
(個人又は法人による申出用)

幕 別 町 長 様

令和 年 月 日

申 出 者	氏 名 (法人名及び代表者名)	(公区長) (自署又は押印)	
	住 所 (所在地)	幕別町	
(※共同申出者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)	(自署又は押印)	
	住 所 (所在地)		
閲覧事項の利用目的	地域敬老行事開催のため		
申出に係る住民の範囲	公区内在住の令和3年4月1日時点で77歳以上の男女 (地域敬老行事対象者名簿作成のため)		
閱 覧 者	氏 名		
	住 所		
閲覧事項取扱者の範囲 (法人の場合)			
	活動責任者	住所 (又は役職名) 氏名	
閲覧事項の管理方法	申出者が自宅において善良な管理者の注意義務をもって閲覧事項を管理する		
(※調査研究に利用する場合)	成果の取扱		
	実施体制		
(※委託者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者)		
	住 所 (所在地)		

幕別はたらき隊支援事業

空いている時間を有効活用

短時間でもOK!

パートタイムで働ける

☆幕別はたらき隊支援事業とは？

高齢者の皆さんの中には、元気なうちは空き時間などを有効活用して社会参加を続けていきたいという方も多くいると考えており、元気な高齢者の働く機会と労働力不足に悩む事業者の橋渡しをする事業として「幕別はたらき隊支援事業」を実施しています。

空いている時間を活用して、パートタイムや有償ボランティアとして、労働力不足で困っている事業所で軽作業を手伝ってもらい、地域産業の応援団として活動していただくものです。

☆就労がもたらすメリット

- ・体力維持が図られる
- ・外出の頻度が増える
- ・社会とのつながりができる
- ・所得が増える
- ・生きがいができる



はたらき隊の活動メニューは？

まくべつ援農隊	介護アシスタント
町内の農家で農作業のお手伝いをさせていただきます。 馬鈴薯や長いもの収穫作業、作物の植付や除草など、地域農業の応援団として活動します。 援農隊の隊員として登録し、農家で就労します。 (時間給 1,000 円・交通費の支給有)	介護事業所で介護のサポートをしていただきます。 掃除、食器洗い、配膳のお手伝い、お話の相手、庭や畑の手入れなど、介護の資格を持っていなくてもできる仕事をサポートします。 アシスタントをする時間や報酬、謝礼などは、それぞれの介護事業所で異なります。



お問い合わせ

「まくべつ援農隊」
経済部商工観光課商工労政係
☎0155-54-6606
FAX 0155-54-5564

「介護アシスタント」
住民福祉部保健課介護保険係
☎0155-54-3812
FAX 0155-54-3839



幕別はたらき隊支援事業

まくべつ援農隊

空いてる時間を有効活用

1日2～3時間や週1日でもOK！

パートタイムで働ける



☆まくべつ援農隊とは？

幕別町内では、高齢化や担い手不足が進み、農作業の労働力不足から農地を守ることが年々難しくなっています。

そこで、農業に興味のある元気な方々を「まくべつ援農隊」として募集し、労働力不足で困っている農家へ紹介し、農作業を手伝ってもらい、地域農業の応援団として活動していただくものです。

☆賃金

1,000円／1時間

当日現金払いを基本とします。

（受取サインを求められることもあります。）

交通費支給有



（体験会の様子①）

☆服装および移動方法

基本は、自家用車で農家まで行ってもらいます。

遅刻しないよう、数分前には到着するようにしてください。

作業着、長靴等は自分で用意し、昼食が必要な場合は持参してください。

☆「まくべつ援農隊」の隊員を募集しています

幕別町援農協力会では、まくべつ援農隊としてお仕事をしていただける隊員を募集しています。働く意欲のある健康な方であれば、どなたでも隊員になることができます。

隊員募集は随時行っておりますので、パートタイムや空いている日だけ働いてみたい方、興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

必要があれば、事業概要を説明にお伺いいたします。



（体験会の様子②）

お問い合わせ

幕別町経済部商工観光課商工労政係

〒089-0692

中川郡幕別町本町130番地1

☎0155-54-6606

FAX 0155-54-5564



幕別はたらき隊支援事業 幕別町介護アシスタント



を募集しています！

介護サービスの担い手として地域社会に参加しませんか？

★介護アシスタントとは？

定年退職後もまだまだ現役で働きたい方、趣味の活動以外の余暇を活用したい方や、子育てが一段落してちょっと時間を持て余している方などの社会参加の継続を目的として、介護事業所で介護職員のサポートをしていただくお仕事です。

★介護アシスタントをする場所は？

老人ホームや介護老人保健施設、グループホームなど、幕別町内の介護サービス事業所です。

★対象者

週1回、1時間でもお仕事ができる方なら誰でもOK！（年齢は問いません）

介護アシスタントのお仕事は？

- ・掃除
- ・お話の相手
- ・食器洗い
- ・庭や畑の手入れ
- ・配膳のお手伝い
- など

時間帯や報酬、謝礼などは、
それぞれの事業所で異なります。

介護の資格をもっていなくても
できるお仕事ですよ！



介護サービス事業所と直接お話しして
いただく個別相談会を開催しています。

お問い合わせ

幕別町住民福祉部保健課介護保険係

〒089-0692

中川郡幕別町本町130番地1

☎ 0155-54-3812

FAX 0155-54-3839



令和2年
2/1施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器

ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!



！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



令和2年国勢調査について

1 国勢調査とは

国勢調査は、行政を進める上で最も基本となる人口・世帯数をはじめ、男女・年齢別、産業別などの人口の構造や世帯の構成・居住状況を明らかにするために行われるものです。「統計法」で定められた最も重要な統計調査で、5年ごとに行われます。

2 調査事務を担う国勢調査指導員・国勢調査員

調査は“国（総務省統計局）―都道府県―市区町村―国勢調査指導員―国勢調査員―世帯”の流れで行われます。全国で約80万人の指導員・調査員が総務大臣から任命され、調査活動に当たります。

※幕別町：国勢調査指導員（23名）、国勢調査員（152名）

3 調査期日及び調査票の提出方法

調査は、10月1日を調査期日として行われます。世帯からの調査票の提出は、インターネット回答のほか、郵送提出、調査員への提出のいずれかで行われます。

【新型コロナウイルス感染症対策として…】

- ・ 調査員は、担当の調査区内の全世帯を訪問し、インターホン越しに、調査の趣旨を説明、また、「世帯員の数」を聴取します。
- ・ 調査書類は、郵便受け・ドアポストなどに入れて配布します。
- ・ 可能な限り、インターネット回答を推奨します。

※ 9月23日～10月7日 本庁、札内支所及び忠類総合支所にパソコン端末を配備し、インターネット回答を希望する住民の方々のサポートを行います。

4 主なスケジュール

令和2年8月20日	国勢調査指導員説明会
8月25日～28日	国勢調査員説明会
9月14日～20日	国勢調査員による調査書類の配布
※9月14日～10月7日	インターネットによる回答期間
※10月1日～10月7日	郵送による回答期間
※10月1日～10月7日	国勢調査員による調査票回収（訪問を約束した世帯のみ）
10月21日～23日	国勢調査員から国勢調査指導員へ調査書類提出
10月24日～11月11日	国勢調査指導員から町へ調査書類提出
令和3年2月（予定）	調査書類の審査、国（道）への報告
令和3年6月（予定）	国の調査結果（速報値）発表

担当：企画総務部総務課情報管理係

TEL 0155-54-6608 Fax 0155-54-3727

E-mail: tokeitanto@town.makubetsu.lg.jp

令和2年度 公区長会議 議案正誤表

下記のとおり訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
議案33頁	生涯学習課 1 忠類ナウマン象化石骨発掘50周年記念事業 (1) 忠類ナウマン象化石里帰り展示 北海道博物館所蔵の忠類ナウマン象化石47点のうち、2点を借用して次の3カ所に展示します。 ① 幕別会場（省略） ② 札内会場（省略） ③ 忠類会場 ・日程 令和2年8月29日(土)～11月3日（火・祝） ・場所 忠類ナウマン象記念館主展示室 （以下省略）	生涯学習課 1 忠類ナウマン象化石骨発掘50周年記念事業 (1) 忠類ナウマン象化石里帰り展示 北海道博物館所蔵の忠類ナウマン象化石47点のうち、2点を借用して次の3カ所に展示します。 ① 幕別会場（省略） ② 札内会場（省略） ③ 忠類会場 ・日程 令和2年8月26日(水)～11月3日（火・祝） ・場所 忠類ナウマン象記念館主展示室 （以下省略）